明治二十五年十二月十五日發行

女鑑

第二十八號

東京國光社

女鑑第二十八號目次

堀部幸女



女鑑

母姉の責任

内に養ふ所のもの深からされば、外より如何に之を開發する所ありと雖も、其の現出する光彩、如何でか粲然たらむ。假令、内に養ふ所のもの深厚なりと雖も、外より之を開發する所のもの無くば、亦如何でか粲然たる光彩を放たむ。日月相照らし、陰陽相應じて、天地間の萬物、生育するが如く、内外の照應、其の宜しきを得て、始めて完全なる結果を見ることを得べきなり。彼の櫻花の爛熳たるも、其の養ふ所内に深くして、外より陽氣の開發するもの有るを以てなり。人の子弟を教育するも、亦此の如し。家庭は内に養ふ所にして、學校は外より開發する所

なり。故に、内家庭の教育宜しからざれば、外學校如何に善なりと雖も、いかでか之を開發して、完全なる子弟を養成する事を得む。

然るに、十六年前、一時女子教育の盛なりし頃、母姉たる人は、皆意へらく、學校にさへ委任すれば、完全なる女子を養成し得べしと。貴となく、賤となく、皆子女を學校に入れ、或は千里笈を負ひて、東京或は他の地方に遊學せしめ、遠く母姉の膝下を離して、遙々たる他鄕に寓せしめき。其の恩愛を裂き、其の立志の勇壯なることは好すべしと雖も、或は知友の許に寓し、或は下宿に投ずるを以て、亦母姉の膝下に居る時の如くならず。故に、内にありては體を崩すと雖も、之を咎むる者なく、形乱ると雖も、之を責むる人なく、終に習性となりて、崩體汚行を耻ぢざるに至れり。其既に此の如くなるに至りては、外學校に在りて、如

何に之を改更せしめむと欲すとも、豈得べけむや。是に於いて、醜聞醜聲四方に起こり、天下の人、女學生を擯斥して、又齢せざるに至りぬ。是皆學校の惡しきに非ず、家庭の教育、内を養ふもの無きに由りてなり。天下の母姉は、此の結果を見て、大に驚き、一に學校の惡しきに因ると思ひ誤り、其の家庭と學校との、内外相照應せざる結果なることを知らず。故に、甚しきに至りては、學校は人の女子を過る所となし、或は單に家庭のみを以て教育せむとし、或は學校に入ることを逡巡するものあり、或は女子は寧無教育に如かずと、放言する者さへあるに至れり。是大なる誤なり。一歩進みて論ずれは、母姉たる人の、無學無識にして、其の責任を盡くさゞる結果と云はさるべからず。

凡女子たるものは、後來の國の母にして、將然の敎育者なり。故に少なくも、母となり敎育者となる資格を備へざるべからず。其の資格を備ふるには、普通高等の敎育を受くべきなり。普通高等の敎育を受くるには、家庭のみの能くする所に非ず。必、高等の女學校に入らざるべからず。外には、高等の敎育を學校に於いて受けしめ、內には、家庭を嚴重にして、之を敎育し、學校と家庭と、相照應すること、日月陰陽の如く、其の宜しきを得る時に於いては、如何なる女子と雖も、櫻花の爛熳たるが如く、粲然たる光彩を放つに至らむ。

故に、母姉たる者は、常に、家庭の敎育に注意して、少しも怠るべからず。善となり、惡となるも、大方は、家庭敎育の如何に在りて、學校の善惡には關せざるものなり。假令、如何なる學校と雖も、生徒をして、善からしめむとは欲すれど

も、惡しからむことを望むものは非ず。されは、母姉たる者は、學校よりも、寧家庭に意を用ゐるべきなり。且、學校は時間と學科とを以て、嚴重に教育するが故に、倫理道德の道も、自備はると雖も、家庭の如く、言語動作に至る迄、悉之を矯正するに、効力薄弱なり。故に此の如きに至りては、母姉、常に膝下に置きて、矯正するには如かず。若近邊に相當なる學校なくして、遠隔の地に遊學せしむる時は、親戚故舊の端嚴正肅にして、已に代りて教育し得る者を撰びて、之に托するか、又は、其の入學せしめむと欲する學校に請ひて、其の管理を依頼すべし。是實に母姉たるものゝ責任なり。然らざれば、最愛の女子を、善に進めむと欲して、返りて善に陷れ、不慈の母姉たる譏を免れざらむ。母姉たるもの考へさるべからず。

論說

德本才末

岩下方平

凡人德あるを尊び、才あるを尊ばず。假令才あるも德なければ、必正人となすべからず。德あれば才なきも、其の善人たるを失はず。蓋德本而才末なればなり。男子尚且然り、況や女子に於てをや。

夫れ有德の才は、家を齊へ身を修むるの用をなす。乃ち德以達才ものなり。無德の才は、名を求め人を害し、己を利するの用をなす。乃ち無才便是德たるの譏を免れず。然れども、女子の常性として、德性の發達は、才智の啓發に後るゝものにして、多くは德性啓發せられざるに、既に才智發達するの傾あるものなり。故

に古來女子教育の本領とする所は、寧德育に偏すと云ふも、智育に傾くの害あるを豫防したり。

今の世の女子の才德を觀察するに、德性の發達、完全ならざるが故に、偶有識の才あるものも、之を達する能はず。亦其の才も德を成す能はず。陷りて邪用の才となり、甚しきは不熟の才あるが爲に、啓發幾微の德性も、隱微を相爲して、遂に女子の風紀を紊亂する大患を釀生するに至る。豈悼惜に堪ふべけんや。

然れども、德備り才饒なるの女子は、所謂善を盡くし美を盡くせる、天下の至美至觀なるを以て、芳規を當世に得るのみならず、懿範を後昆に垂る。丈夫の勤勉尚若かざるものありて存す。昔者　雄略天皇の皇后は、獵に際して、　帝を諫めて、天下皆謂ニ陛下荒ニ遊畋一。以ニ獸故一殺ニ人、無ニ乃不可一乎と。宣り給へるが如きは、乃

ち徳あるもの必言ナツるの謂にして、才徳完備の致す所なり。然るに、方今女子教育の盛なる、徳育號唱の喧しきにも拘はらず、本源の徳性を成し能はざるに、末技の才智に馳聘し、言ふべからざる心志の高遠、行爲の輕脱を觀るあり。誠に國家の爲、痛嘆大息に堪へざるなり。

滿天下賢淑の諸孃よ。孃等が祖先の實践せられたる、至善至美なる遺風は、彰々乎として方に史上に明かなり。賢範既に遠からず。業々奚んぞ之を彼に求めて、聰明を蔽ひ心志を役し、翩々乎として、徳を棄て才を磨くの要あるを見んや。

女子要言　第二回

三輪田眞佐子

女子本來

人の天地間に生を受くるや、其の任務、徒に飽暖衣食逸居して足れるか。否、唯斯の如くなりては、焉ぞ禽獸と撰らはん。左れは如何にして此の世を過でし、以て瞑目すべきか。是れ人生に取りて、最も看過すべからざる大問題なり。夫れ苟も、人生の目的を全くせんには、各自應分の天命を知り、其の境遇に安んじ、以て世事を勉め、而して道義作法之が文をなし、堪忍懇誠之が質をなし、不正の榮華を貪らず、不量の禍災に乱れず、宇内の萬有に、卓爾として秀づるこそ、人の人たる所以なれ。

惜哉、人は永久生存を爲し得べきものにあらずして、「露をなどあだなるものと思ひけん我が身も草になりぬはかりを」と歌ふ歎を免れざるものなれは、僅々たる歳月間に、習うて全智を得、學んで全能を備へ、以て萬端に渡る世務を盡くし

難し。故に各自其の本分とする義理、其の適當とする業務を果すを目的となし、天の命ずる所を全うせざるべからず。茲に於てか、男女天然の區別に從うて、其の修むる所、其の爲す所を異にす。而して女子の本來は、其の天則に基き、其の分限を全うするにあり。

然れども、現今世界の女子を比較するに、其の天則に從ふ心ありて務なきあり。亦業をなして其の志至らざる等、偏廢の傾向あり。思ふに我が國女子は、女德の点に至りては殆ど全きも、女業の点に至りては、彼に及ばざる所なり。之に反して歐米女子は、女德の如何たるを知らずして、女業に秀づるものゝ如し。例之へば、伊太利國のローラ女史は、家務の傍、論理、心理、及び物理等の學を講究すること、二十有八年にして、其の名天下に轟き、多數の學士をして、其の博識に

驚かしめ、遂に大學の教師に登れり。佛蘭西のアンナなる女子は、己の子を育つるに止まらず、尙他人の兒を養育するに熱心な、育兒院の改良計畫を出だし、其の死後其の方案効ありて、一大會社を見るに至れり。亦同國のジョアンターク女丈夫は、勤王愛國の心にとみ、嘗て馬背に跨がり、自國へ侵入する英國の敵兵を突進攻擊、遂に國安を助けたり。英のカーペンター女は、印度に在るの日、其の地方女子の無教育なるを見て、慷慨に堪へず、尽力して其の教育を盛にせし如きもの、枚擧に暇あらず。蓋し我が國にても、神功皇后は、武威を海外に輝かし給ひ、下野形名の妻は、夫を軍營に勇め、紫式部は、源氏物語の大著をなし、等、毫も彼に讓ることなしと雖も、要するに、彼は有爲活潑、以て事業をなすに長じて、少しく卑し。我は貞操節義、自ら守るの德ありて、遙に高尙なり。乃ち出羽

國の農忠五郎の妻は、嫁して漸く一子を擧げしや否や、夫忠五郎、世人の嫌避する癩病に罹りしも、益親切に介抱しければ、夫遠慮に堪へずして曰はく、余不日冥途に行くものなれば、汝余が承諾を以て、早く他人に嫁し、無事の生涯を送れよかしと。時に妻涙を揮つて曰はく、良人の言妾の意を得ずと。益慇懃に事へしが、幾何もなく、其の夫死せり。然るに、其の妻僅十八歳の花齢を以て、亦他に嫁せざりきと云ふ。細川忠興の夫人惟任氏は、光秀の女なり。而して光秀の信長を弑するに及んで、忠興、夫人を去らんと告ぐ。然れども、夫人思へらく、夫の怒は、父の故を以てして、已の過にあらざれば、其の實忠興の妻たるに違ひなし。故に其の身如何に處置すべきか。專ら夫の命を待つに如かずと。益恭し。折柄夫は、德川に從ひ關東にありしを以て、石田三成、夫人を捕へ質となさんとす。夫人之

を聞きて曰はく、夫今東軍にあり。妾之に背き、貞節を傷くるは非なりと。忽ち自殺し、命正に絕えんとする時曰はく、妾遂に茲に至るも、固豐臣に負くにあらざれば、敵兵來るも、之に抗する勿れと。以て逝きぬ。此等皆日本女子の奪ふべからざる節操、及び氣質ある例証にして、歐米の烈女傳を見るも、此の類の女德ある女子を、多く見ざる所なれば、日本女子の特色なりと云ふも過言にあらず。

斯の如き差異を生ずる所以のものは、我が神州固有の性質に因ると雖も、亦之が敎育、其の原因をなすなきを知らんや。抑も我が國此迄、女子敎育の本來は、牝雞晨に鳴くの敎戒、內心女夜叉の佛說等より、女大學、女今川、及女庭訓等にありて、未だ完然なる學校もなく、格別の書物もなし。故に孔子の、女及日乎閨門之內云々の敎より、見聞挾く、從うて識量淺し。婦人伏二於人一也。是故、無二專制之

義ニ、「有三從之道、在家從父、適人從夫、夫死從子、無所敢自遂也」とより、自暴自棄の念生ぜん。女子に七去の責あり。自然「萌え出づるも枯るゝも同じ野邊の艸いづれか秋に逢はで果つべき」の嫉妬を免れずと、一應論ずるを得べし。然れども、熟々考ふるに、女子の閨門を離れずして内事に從ふは、男女天性より、自然分業の本分なり。故に女子の世事に迂遠なるを責むるの非なるは、男子の内事に遲鈍なるを尤むるの非なるが如し。實に人は、各其の從ふ所に精しうして、其の他に粗なるは、决して免れざるものなり。否然る所以こそ、專任の利益ある次第なれ。恰も學者は、實業に粗なるを如何ともするなきが如し。唯迂濶ならざるを務むる外なし。彼の三從の道も、能々分拆せば、女子は世路難の勞を、剛骨なる男子に讓り、已の柔和なる体軀を、安樂にする保護的のものなり。畜妾及び七去の

責、殊に子無ければ去るは、男子の非道なる所以にして、寧ろ我々女子の德望を高うし、同情を深うする利益あるものにして、焉ぞ憂ふるに足らん。若し果して我が國既往の女子敎育は、毫も進歩を妨げしものにあらずとせば、其の十分の進歩なきは、時勢及び其の他の運命に歸せざるを得ず。否獨り此の敎育主義は、女子の進歩を妨げさるのみならず。今日世界に誇るに足る女德の原因は、之に存す。乃ち禮記曰、信婦德也。一與之齊、終身不改。故夫死不嫁。との敎は、貞操の風をなし、婦事舅姑、如事父母云々は、我が女子の嫁して、義父母に孝なること、彼に勝る處ならん。晝不遊庭。夜行以火は、恭敬の俗を作るものならん。其の他忍堪、儉約、及ひ小心翼々等、各女子に適合する訓戒ありて、至れり盡くせり。而して此迄女子は、素より文字を知りて、此等の名言を讀むにあらずして、社會輿論の

制裁を以て、實踐躬行せしむ。故に概して消極的の女德多しと雖も、此を我が國女子の長所として、彼の國女子の長所と對比して恥ぢさるものは、斯の敎育主義によると云はざるを得ず。

歐米女子も前世紀までは、女子の業は、單に饋食綴衣等に止まり、一般柔和の風を尊びしが、近來英國卒先して、女權の擴張を說き、女子の業務、及び交際に影響せしのみならず。尙政治上に交涉せんと企て、其の第一着として、千八百五十四五年の頃、ブレドフォルドに於て、女子交際會を設け、千八百六十年、倫敦女子勸業會社を起こし、此より女子工業學校、及び商法講習所等陸續起こり、遂に今日は鐵道局、電信局、及び停車場に、女子の役員を見ること甚だ多きに至れり。加之。ケンブリヂ等の大學に於て、女子其の試驗を受くることを許さる。其の他獨逸

米國を初め何れの國も、大學中學等、女子の爲にして設けし教育所少からず。既に教育の道立つ以上は、勿論世務に堪ふる女子輩出するは、自然の順序なり。是今日歐米女子の女德は見るに足らずと雖も、才藝の進みし所以ならん。此等を逐一比較する時は、容易に、女德ハ我が特色にして、才藝は彼の長所なりと斷言し得べし、若し果して然らば、我及び彼の女子は、各未だ女子の本來を全うせしものと云ふべからず。何となれば、德なければ、未だ女子の天性に伴ふ天則に從ふものと云ふべからず。才なければ、未だ女子の分限を盡くすものと云ふべからず。左れば、完然の女子たらんと欲せば、德才兼備のものたらざるを得す。然るに、世の歐米を習ふ女子を見るに、其の長所のみを撰らはずして、其の弊風なる不遜及び奢侈を學び、我が習慣を典るものを見るに、其の特色を守らずして、其

の欠点なる遲鈍及び無學を取る。嗚呼何ぞ前後本末を顚倒するの甚しきや。孔子曰、多見擇其善而從之と故に吾も夫子に法り、以下極端に流れず、僻見に陥らず、女子の本末に樞要の事項を述べんと欲す。

史談

堀部金丸の女幸の傳

松野操雄

元錄のころ、播磨の國赤穗の城主淺野内匠頭長矩の家臣に、堀部彌兵衛金丸といふ士ありて、其が女を幸といへり。金丸は、この女の外に、男子とて無かりければ、安兵衛武庸といへるを養ひ子とし、行く〳〵は幸女にめあはせて、家を繼がすべき心がまへにて、幸女が生長を待ち居たりき。然るに、幸女が十四歳になれるとき、ゆくりなくも、主君に變起こりて、内匠頭は腹切る罪に行はれ、領地は公に沒取られて、一藩遂に廢滅に及びければ、家臣等は、各がまに〳〵散け去りぬ。家老大石良

雄、大に之を憂へ、密に同志の人々と謀り、公に訴ひて、主家を再興せむと企てしが、その事遂に成し得ざりければ、今は只、主君の讎をうち亡ぼして、地下の御恨をだにはらしまゐらせむと思ひ立ち、くさ〴〵の艱難辛苦を忍びつゝ、明けくれ思ひを焦しけり。この時金丸は、年既に老いけるが、忠義の心はいと固く、武庸と共に、初めより良雄にくみし、常に其の勢をともにせり。かくて、この事をば世に知られじとて、人々、かたく盟ひを立て、己が妻子はいふも更なり、親にさへ、露洩らさゞりしが、幸女は、いつしか、父と夫との志をうかゞひ知りぬ。若き女の心としては、たゞ〴〵、我が身の行くさき安かれとのみ思ふが常なれば、杖とも柱とも頼み思へる父と夫とが、かゝる危き事に志しぬと知りなば、事の理非をも顧ず、泣きかなしみつゝ、諫め止むべきを、幸女はけなげにも、かゝる女々しき事をばせで、母ともろともに、國々の神社佛閣を經めぐりて、首尾よく事の成らむことを祈りけり。その後、良雄等は、遂にその志を果し、父も夫も人々と諸ともに、屑く死に就けりと聞き、幸女、今は世に望みなしとて、直に江戸に上り、尼となりて、名を妙海とあらため、菩提所なる泉岳寺のかたほとりに、草の庵を結び、先君及び父と夫

との冥福を祈り、朝な夕な、墓側の掃除拜供怠ることなかりき。幸女、又いたく主家の滅びぬるを歎き、父と夫との志を繼ぎて、之を再興せむとおもひ、世を捨てし女の身なるにも顧ず、公に愁へ申すこと、前後二十五度の多きに及べり。然れども、其の事つひに遂げざりしかば、亡君の墓前に、長明燈を献じて、その素志を表し、年九十一にてみまかりぬとぞ。世に赤穗の義士といへば、いかなる賤の女童も、よくその事をしりて、ほめたゝへぬはなし。さてこの人々の、かくも美しき名を後の世に流しつるは、其の心の純忠なりしによるは、固よりの事にはあれど、之が母となり、之が妻となりつる人の、志を同じくして、其の子を勵ませ、その夫を勇ませたる力も、またいと多かりぬべし。そが中にも、この幸女の如き、上は、君家の爲を思ひてやまず、下は、父と夫との志を繼ぎて忘れず、終始忠孝貞節を全くして、欠くる所なかりしは、類いと稀にぞありける。

孝女いち兄弟が事

倉持治休

元文三年午の年、大坂町人に、堀江橋近邊に住居する、かつらや太郎兵衛と云ふ者

あり、大舟を持ち、船長かこを養ひて、北國通船させて、是を商賣とす、船に乘り行く者を沖船頭といひ、家に居りて掛引する者を居船頭と云ふ、太郎兵衛は則居船頭にて、沖船頭は新七と云ふ者なり、然るに去る辰の年にや、新七に申附、出羽國秋田へ行き、人の方より、米を多く積みて運賃を取りて、大坂へ登る時に、海上にて風荒くして、船も損じけれども、漸々に助かり、大坂へ歸るべきに、新七思ふ樣、今幸に米も多く殘れり、有の儘にせば、米主へつぐのひ申すべし、所詮皆失せたる分にせばやと、殘り米を竊に賣拂ひ、金子を拵へ、船をば水船にして、大坂に立歸り、扨太郎兵衛に向ひ申す樣、此度海上にて難風に逢ひ、箇樣〳〵の次第なり、津津浦々にても存じたる事なれば、我しかじか取計ひたりと、右の金子を出し、請取玉へと申しければ、太郎兵衛、是は不義なる事と思ひながらも、當然の金子に心移りけん、心して人に洩し申すまじと、深くかくしけり、扨て人を遣はして、彼の水船をも賣拂ひ、其浦の津にまかせ事濟みけり、然るに彼米主、後々怪しく思ふ事ありて、津々浦々を尋ね、此由聞出しければ、則大坂の奉行所へ訴出でけり　されば太郎兵衛が船頭新七を召しけるに、此者聞くより行方知れず亡命せり、依て船主

太郎兵衛を召され、新七尋の内牢舍被仰付、太郎兵衛が妻子をバ、町内へ預けられたり、斯て尋ねさせ玉へども、午のとしまで三ヶ年間出でざりけり、今は新七のかはりとして、太郎兵衛が罪科極りて、午の霜月廿三日に、高札に罪の趣書きしるし木津川口に三日さらし、同廿五日、きらるべきにぞ定まりける、然るに太郎兵衛が娘いち(十六)まき(十四)とく(八才)初五郎(六才)長太郎(十二才)斯の子供五人あり、何れも父牢舍の時より、久しく預けられ、世間の事もしらず、屈しける内にも、父の噂聞かまほしく思ふ折から、さらし物ありて、幾日きらるべきと云ふ沙汰を聞き、能々きけバ父の由なり、廿三日き丶出だしけり、姉いち殊更物をもいはず、夜もすがら寐入りもせず、ため息して一人言いふに、母と三人の子供は、よく寐たりしが、妹のまき是を聞付け、姉さま我も悲しくて、寐られずと云ふ、姉き丶て、さらば物いはんと耳元へより、父の罪侵し玉ふも、我等を養ひ玉はん爲なり、我々が命を奉りて、父に更らんことを、奉行所へ願ひ奉らん、長太郎は養子也、男なれば留置き、父母のはぐ丶みなさせん、初五郎は幼けなければ、殘りてせんなし、我に從はしめんと、頓て起き出で、燈火によりて書けるは、親の更に子供五人と申しながら、長太郎は義理ある

事に候間、殘り四人を親の替に、命御取り下され候はゞ、難有存候と書き終り、御奉行所へ出でんとするに、何く共知らねば、長太郎を起して案内させけり、其夜寒氣强かりしかども、事ともせずして行きしが、程なく夜も明けたり、長太郎も斯と聞きて、我も願に入れ玉へと云ふに、姉兩人聞き入れず、漸々御奉行所に至りぬ、其時の御城代は、太田備中守殿、町奉行は、稻垣淡路守殿、佐々美濃守殿、御勤役なり、月番美濃守殿、御番衆中、此者共の願を聞き、最早罪科極まり、今日明日中に斷らるべき者に、何の願か叶ふべきぞ、早くかへれと、あらゝかに云へ共、只泣きづみて歸らず、此段美濃守殿聞かれけれ共、詮方なく不便の者の願かな、物取らせ、すかし歸せよ、とありしかば、錢など玉はり、歸れとあれば、親の命こそ、乞ひ奉り候へ、錢など何かせんと押返し、人々引立つれども足たゝず、漸々と送り出だしけり、其折しも備中守殿も、外の公事にて、此館へ渡り玉ふ折柄、美濃守殿の玉ふ樣、今日かゝる哀なる願こそ候へ、と有りし儘物語し玉へば、何れも聞召、扨扨不便の事あり、併ながら、誠か僞かの所も糺し見ばやと存候、明日召出だして尋問ばやとて、廿四日備中守殿も、美濃守殿館へ入り玉ひければ、町の年寄、五人の者

召連れ出つべき旨被仰渡候故、則召連れ立出づる處、白洲には責道具をかざり、さはらバ切らんの有様にて、其前に畏まらせ仰出ださるゝは、汝等が願無益の事なり、身代りに立たんと云ふも、今一度父にあはん爲なるべし、願ふ如く成りても、先汝等を殺して、後に父を許すべきなれば、逢見ん事もかなはずといふに、姉かしこまりて申す樣、其事もとく存奉り候、父の命さへゆるされバ、逢見んことと聊恨み奉らずと申し上げゝる、さらばかゝる苦かゝる難あり、と數々云ひ聞かするに、假令いかほどの苦なりとも受くべしと云ふ、また此願に母を除きたるは、いかにとあれバ、命失はんと思立ちし子供に、いかに死ねと、ゆるし申し候母や候べき、夫故しらせ申さず參りしと云ふ、扨又長太郎はいかにとあれば、恐ながら我獨の願、書付候とて差出だしける、親子の契わけ候へ共、恩を受けたる事替る事なし、其上母の身更ならば、女子なるべし、父の身代りにて候へバ、此長太郎が命を、召とらるべき事に候と、進み出でたり、年は何にとあれバ色かはりぬ、初五郎はかしらをふりぬ、是又哀れなり、またこそ召出だされんとて、其日は歸されぬ、翌れバ霜月廿五日、父切らるべき其前夜、町年寄へ下知ありて、明日五人を召連れ、出づべしと被仰付

たり、明廿五日、五人の者召つれ、出でける所に、此程彼等が願哀れあれば、江戸表へ伺ひ玉ふの間、父が命のべられ、牢舎へ召返され、子供は先々難有存じ、宿へ歸りけり、斯て元文四年三月二日に、又々召出だされ、被仰渡けるは、太郎兵衛事罪深しと雖も、今年大甞會（櫻町天皇なり）行はれたる御大赦として命をゆるし、大阪南北但し天滿の三郷の地を、拂はせらるゝぞ、汝等が願にて、許さるゝにはなけれども、願の志、不便の事に思召し上げられて、御評議もあればこそ、去年より只今迄の程もすぎぬれ、子供には構なし、近所にて哀れみ、片付くべき道もあらば、何方へも立寄らせ遣はすべし、先四年が間父を見せざるなり、此后めぐり逢はん時もあるべし、暇乞せさせよと、御前にて引逢はするに、父は子を抱き、子は父をさゝぐる樣にして、嬉泣する斗なり、此座に集りたる人々、上より中下に至るまで、いづれも袖をしぼらぬはなかりしと、道ある御代の御惠、申すもなか〳〵愚なり、右之趣は其町の役人に、金屋某の書付を寫え、人に語るを聞きしなり、

記者曰く、人に貴ぶ所の者は至誠のみ、至誠動く處鬼神も亦感ず、況や血性ある人間に於てをや、いち兄弟は船頭の子にして、固より完全の敎育ある者に非ず、

又高尚なる倫理の談を聞きしにもあらず、然るに能く、父命を鼎鑊の中より救ひ得て、再會の幸を得たるは、豈に至誠の感應にあらずや、有司の之を免すに、大典に托せしは、法の曲ぐべからず、而して至誠の沒すべからざるを知ればなり、是其處置宜しきを得たりと云ふべし、近頃九州に孝子あり、母の明を失はんことを患ひ、妻を殺し肝を取り、之に食ましむ、官之を罰するに、九年の懲役を以てし、人之を目するに、蠻野の極を以てす、更に其情を憐む者なし、夫れ身を殺すと妻を殺すと、固より差ありと雖も、父母を救ふの情に至りては、共に至誠より出でしものなれは、道義に於て賞すべき點あれ共、一は有司も袖を濡し、一は世人も之を侮慢す、時古今を異にし、法東西を別つ、人生亦幸不幸あるかな、嗚呼世の女兒達よ、殊に人の儀表たる高等の諸孃達よ、手に倫理の書を携へ、口に修身の學を講じ、女流の弊風を洗滌せんことに、汲々せらるゝは、いち兄弟の比較し得らるべきにあらざれども、至誠人を動すに至りては、未だ船頭の子等が、決心あるや否やを知らざるなり、勉めん哉諸孃達よ、

家政

育兒小言（二十七）

教導方之事

武谷水城

小兒を教へ導くには、誠實を以て爲し、決して、僞詐、若くは一時の方便、を用ゐるべからず、例之ば、歩行を習はしめんとして、玆所まで來らば、何々を進せんといふが如きは、所謂僞詐の一にして、小兒は其所まで往きなば、眞に其物を與へらるゝ事と心得、勉强して歩行き、漸くにして其所に到れば、更に退きて、再び前の如くに呼ふ、此等は、小兒に欺く事を教ふるものにして、目前には何の害も無き樣なれ共、斯る事共積る時は、後終には、父母の言に信を置かぬ種子と爲るのみならず、或は虛僞を働くの源と爲りぬべし、世の人の、何心なく小兒に接する有樣を、精細に注意する時は、之に類似の事少からず、皆德育上の大害と爲る事也、

又方便といふ事、小兒に事物を了解せしめ、若くは訓誡するにも、至極便宜の樣なれ共、然らず、例之バ、行儀を正しく爲されバ、巡査に渡すべし、善からぬ事を爲

さバ、狐狸に與ふべしと云ひ、或は父母の制し止るをも聞入れぬなどの時、言ふ事を聞かざれバ、鼠が來るべし抔云ふが如きは、皆所謂一時の方便にして、小兒は其命に從ふべしと雖、後其事實に非るを知る時は、再び父母の言を信せず、方便など云ふ事は、知るに由無事なれバ、已亦虚言を吐きても、差支なき事と心得、次第に不實の言行を爲すの階梯と爲るのみならず、最初は又、之が爲に、驚き恐るゝ事甚しく、狐狸妖怪の屬は、恐ろしきものと心得、物を恐るゝ性と爲り、巡査の靴音に驚へ、鼠の物を嚙む音に驚き、遂には腦病を引興し、甚しきは死を招くの因と爲る、然るに夜中小兒を寢に就かしめんとして、特更に狐狸の昔話を爲すものなきに非らず、之等は獨り小兒に虚僞を敎へ、臆病者と爲すのみならず、手以て已が兒の腦病を製造し、驅て死地に就かしむるものといふべし、

されバ、何事に限らず、小兒を敎へ導くには、假令彼れいまだ、精く事物を了解し得るまでの、智慧發達せざるとも、必ず事物の道理を以て、徐に說示し、彼の心裏に了解せしむる事を勉むべし、例之は、土上に坐して、起ざる時の如き、方便を以て威嚇する事なく、起ざれは、汚れ着きて、身の毒と爲るべし、虫の匍ひ付て身を

刺す事あるべしと、樣に、說き示さば、初は假令聞入ざるも、度重れば、怖き事と思ひて、終には止るに至るべし、萬事に付きて、此の如くなるべし、

斯く常に、道理と慈愛の眞情とを以て、小兒を敎導爲す時は、如何なる頑兒と雖、感化せられざるもの無るべし、されば、母親たるもの極微の事と雖、已の良心に質して、道理外の事、不實の事と認たるものは、決して小兒に向て施さゞるべきは勿論、已先斷じて、之を思ひ、之を爲さゞるべしと定め置く事、肝要也、常に此の如くして、敎へ導く時は、小兒後には能く其事に慣れて、道理を解し、不實の怖るべきを知り、其敎導の結果、彼の僞計方便を以て、一時を制止し得るものに同からず、此時遽に人ありて、狐狸云々等の恐嚇を爲すも小兒は更に頓着せざる事、猶常に僞計方便のみを以て、成育せられゐる小兒に、身の毒と爲るべし、衣汚るべし等の、道理を說き聞せしも、頓着せざるに等しかるべし、皮想の考にては、敎へ導く方法にこそ、毫厘の差あれ、目下の結果は、両者いづれにても同じ事の樣なれ共、一は道理と眞實とに依り、一は僞詐と方便とを用う、其德性の涵養上に及ぼす後日の利害は、千里の差のみに止らざるべし、

小兒を眞實善良の人と爲さんと思ふは、世間人の親たるもの丶、常情にして、誰れも勉る事なれ共、母親たるもの、已の都合に依りて、時々其兒を誑し、或は已の言行を顧みずして、獨り其子女にのみ、言行を誡るとも、何の益にも立ぬのみならず、後には母親の言と行の、常に違ひ居るを知る時は、小兒は却て之を見習ひて、亦次第に言行相違の人と爲り、母親の訓誡は、偶以て其兒の虚言非行を敎ふるの媒介と爲りて、正反對の結果を見るに至るべし、前に述置し、孟母購肉の敎は、人の母たるもの、千歳の龜鑑と爲すべし、

小兒を敎へ導くには、特更に事物を設くるに及ばざる事、言迄も無し、飮食坐臥、言語、遊嬉、何にても日常目に見耳に觸るもの、皆小兒敎導の本領ならぬは無し、孔聖は、天下の事は居室の内にありと說かれ、西歐の古哲は、家内は人性の大學校也といへり、况んや、小兒敎導の事をや、宜しく遠きに求めずして、近く家内日常の事に於てすべし、

(正誤)前號女子獨立の論說中、系●統●は統○計○の誤、又「リ●ー●ジ●ン●ゲ●ル●」と云●の下へ、「人○身○の○構○造○生○理○に○於○て○、徴○を○聞○き○、神○を○究○む○」の十餘字を脫す、

料理法（八）

待月芽

茄子甘酒づけの法

一玄米一斗、但新米よし　麹八升、右桶に入、水すこしも入れ不申、甘酒に造り、能なれたる時、塩四升入、茄子數百漬候事、八月ごろの小茄子よし、遣候時銅鍋にて、さつと湯煮してよろし、

茄子あまづけの方

一中茄子百、玄米六升、麹六升、右玄米飯に焚、麹と合せ、桶に押付、一夜置、水は少しも入れず、翌日晝しほ六升入、銅のせんくず五匁程入、しほと交合、すれ合ぬやうにしてつけ候事、

あさ瓜つけやう

一あさ瓜實を取よく洗ひ、内外に塩をぬり、日に干、うりより水出候時、家の内へ取入ならべ、能さまし、粕にしほを交、摺合ぬやうつけ、能ふたをいたし、其上へ土をぬり置候事、廿日位立バ味付申候、

おなじく丸瓜つけやう

一瓜丸なりに鹽をぬり、右同樣にして漬候事、

また

一瓜數百、しほ六升五合、水五升、右しほ水能揉碎、一度煮さまし、うりを此しほ水へ漬、瓜のあと先少々づゝ切、中へあなを明、兩口より中ごを取、漬申候、尤二ッ割にしてもよし、桶右しほを入、瓜を漬、おしを置、三日程置、四日目に押を取、そのつけ汁にてよく洗ひ、三日日干、また三日蔭干、粕に漬候事、尤粕澤山よし、

同はし瓜の事

一白うり大小により、六ッ或は八ッに割、中ごを取、をけへならべ、しほをふり、いく重もつけ、一夜押を置バ水出候なり、翌日其鹽水にてよく洗上げ、一日干、內の方より酒をざつと引、壺に入置時は、翌年六月まで、いろすこしも不變、

⊙餅團子類の事

寒ざらし仕やう

一 餅米上白を、寒三十日水にかし、昼夜一度づゝ水をかへ、三十日すぎて日に干、袋に入置、餅にいたす時、右の米を水にしめし、臼にて搗、きぬふるひへかけ、煮湯にてこね候に、初めあつければ、箸にて延し、すこしさめたれば、手にて能こね、餅のやうになりたるところをちぎり、にえゆへ入、浮りたるをもちう、尤汁あぜには、ちぎりしまゝ入てよし、

唐人餅の事

一 唐きび、あら皮をさり、臼にて挽、通しにておろし、水にてかき立、木綿袋に入、水にて揉出し、水二三度かへれば、あくとれ、底に沈みたるとき、上水をすて、日に干置、餅にする時かたまりたるを粉にいたし、あつきゆにてこね、煮湯へ入、浮上るとき、豆の粉にて取、ばら／＼に水にてこね、せいろうにて蒸し搗なり、

栗もちのこと

一 栗の皮を去り、臼にてよくつき、餅米の粉三歩一まぜ、ばら／＼にこね、蒸籠にてむし搗候也、

水干餅の事

一上白餅米、水にほとばし、擂鉢にてすり、木綿袋に入、水の中にてもみ出し、上水を捨、日にほし、寒晒の粉のごとく、いたし候事、

栃もちの方

一餅米一升、もちの粉三合、右とちのあくを能取、粉にいたし候事、

葛もちの方

一葛粉一盃、白砂糖一盃、水一盃、右三いろこね合せ、竹の筒の本先の節を留、薄く削り、片一方へ穴を明ながし込、鍋に湯を立、半時ばかり焚、其後水につけ、竹を割とり出し、こゝろ次第に切候事、

外良餅の方

一粳上白米粉七合、餅米上白粉三合、白砂糖少々、右一ッにして半分づゝに取わけ一方は口なしの汁にてこね、一方は水ばかりにてこね、ばら／＼の加減にして、おらきとはしにておろし、蒸籠に入むし、黄白の間に、上の干柹うすくならべ、うみたる時板上にとり、さまして切候事、

牛房餅の法

一 牛房を能煮て、細くきざみ、餅米の粉五合、粳米粉五合、牛房と一緒にして、砂糖見合に入てね、平目にして切、むし油にて揚、煮砂糖、或はみつにつけ置、兩三日過て出し、串にさし、さん椒みそなど附燒にしてよし、但牛房三歩一法なり、

看護法捷徑（五）

三笠舍主人

（六）患者の就褥及換褥の取扱方

一 患者を褥に就かしむるには、先能く褥を叩き、十分に皺を延して、平坦と爲すべし、皺ある時は、身に障るものにて、特に衰弱爲したる重病者に在りては、褥布等の皺の爲に、褥瘡を生ず、患者の衣服も亦日に數回注意して、皺を延すべし、

出血、排膿、遺尿、等ありて、時々臥褥を汚す虞あるものは、褥の上に、猪油紙、若くは護謨紙を敷て、其上に臥せしめ、汚染する毎に取換ふべし、

二 患者は先、常衣を脱がしめて、病衣に換ふべし、冬日なれば、豫め先別室にて

病衣を身の溫度位に溫め、常衣を脫するを俟て、直に着せしむべし、
外傷患者に在ては、最も安静に換衣せしめて、傷所の動搖せぬ樣に注意爲すべし、常衣は先健側より脫がしめ、或は已を得ざる時は、傷所に當る部の衣の一部を、剪にて切開くべし、(成るべく縫際の部を切開くべし、)病衣を着するには、病側より始むべし、
患者の身、汚穢したるものは、此際能く淸拭すべし、傷者に在りては、創の周圍を、微く溫めたる石炭酸水にて、能く拭ふべし、但創口には、決して猥りに手を觸るべからず、

三 身の動きの不自由なる患者を、牀上に平臥せしむるには、二人若くは三人を要す、一人は、一手を患者の項の下より、斜に他側の肩頂に送り、他手を一側の肩に當て、患者は兩手にて、己の頸を抱持せしむ、他の一人は、一手を患者の腰の上部に送り、他手を深く臀下に送りて、之を擁す、之れと同時に、今一人は、患者の衣の裾にて、下肢を包みて、之を支持し、各部一齊に、擧持して、靜かに臥牀の上に安置し、衣の皺を能く延して、徐かに衾を被ふべし、

四　患者臥褥の位置は、醫士の示命あるものゝ他は、仰臥、又は横臥、等患者の隨意に任すべしと雖、概ね、体を水平に爲し、少し頭を高く爲すべし、呼吸困難あるものは、半臥の位置を取らしむるを良とす、外に障り無れば、體の位置を時々交換せしむべし、同じ位置にある時は、衰弱したる患者は、褥瘡を生じ易し、

外傷患者は傷の部位、其他の模様に依りて、臥褥の位置一様なる事能はず、總て醫士の示命に依るべし、

五　患者の褥を換るには、先づ新牀を製へて臥牀の足邊に置き、大凡就褥の時の如くして、患者を新牀に移すべし、但一人は、病者の一側、例之バ、病右側にあれバ、左側に立て、患者を抱持すべし、患者若し看護者の頸を抱持する事能はざる時は、更に他の看護者をして、患者の頭首を支持せしむべし、

傷者にありては、傷所の模様に依り、猶他人をして、靜に傷所を保持せしめて、其動揺を防ぐべし、

患者自ら手を牀上に杖て、身を起し得るものは、新牀を臥牀の一側に接し、患

者を扶けて、徐かに移らしむべし、

六 極めて重症の患者、特に外傷の重きものに在りては、褥を換へ難きもの有、然る時は、褥布のみは、必ず時々交換すべし、其法は、先新しき褥布を取りて、其一側より巻きて中央に至り、更に他側より巻きて同じく中央に至るべし、次に、患者の敷きゐる舊布も、亦一側より、患者の身に接したる部まで巻き、初めて巻きたる新布を取り、舊布に密接して牀褥上に置く、此時他の看護者、徐に患者を擡起し、猶他の一人快手に舊布を一方に引き除くや、否や、新布の巻きたるものを開展して、之を敷くべし、一方は患者を褥上に置きて後、開展するも可なり、

七 患者の病衣は、時々交換すべし、特に襯衣は、屢々交換せしむべし、冬日は適宜に日温、若くは火爐にて、煖めて着すべし、寒冷特に少しにても濕りあるものは、決して着さしむべからず、

患者發汗多き時は、襯衣交換の時、俄に冷氣を感じて、寒冒し易きものなり、此時は、襯衣を脱がぬ前に、先温なる手拭にて、十分患者の身を拭き乾かして

後、手早く交換すべし、

學園

女子書牘文論（承前）

目黒和三郎

第七　相互書名の事

書牘文に就きて、對する者の名宛、及び吾が名を書する、その相互の關係は、體裁を備ふる上におきて、實に注意すべきことなり。又、敬禮の當否にも、重き關係あることなれバ、ゆめ／＼忽諸にすべからざるなり。こは古來一定の法則あるにもあらざれど、對する者には、その名を書せずして、吾が方には、おのが名を書くを、普通とせるもの丶如し。消息文例のうはがきの事といへる條に、

書のうはがきは、かみにあなたの官にまれ、氏にまれ、家の名にまれ、ひとつをなして、何の君にとか、何の君の御まへにとか、又いたくうやまひては、何の君の御まへにとか書きて、下におのが名をかくべし、

といへり。されば、對する者が、例へば官員なれば、その官をかき、又竹野節雄といへる氏名あれば、その氏のみを書き、又その舍號を、緑の舍といへば、その舍號をかきて、節雄といへる名を書せざるを例とせるが如し。而して同書には、その證として、源氏物語橋姫の卷(柏木衛門督の文のことをいへる所)の、「侍從の君にと、うへにはかきつけたり」といへる文、及び同書夢浮橋卷(僧都の文のことをいへる所の、「入道の姫君の御かたに、山より」とて名かきたまへり」といへるを引けり。さて又僧都の文に、「山よりとかけるに就きて、蜻蛉日記に、「うはぶみに西山より。」伊勢物語に、武藏なる男の文のうはがきに、「むさしあぶみ」とかけるなどを證として、所へだてゝは、いづくよりと、その所をかならずかきてやることゝぞ思はるゝ(今やうの文に、從京都、從江戸など、かくにおなじ。)といへり。以上は、只うはかきの書きかたにつきて、云へるなれど、文のおくにかゝむにも、右といさゝかも違ふことなき趣、同書にいへり。これによりて見る時は、消息文には對者の名を書かずして、例へば、

竹野の君まゐる　　(名前)より

御許に

或は

綠の合の君　　（住む所）より

御許に

などせるが、普通の如く思はる。しかのみならず、同書には、「中昔よりは、名をいふ事をなめしとする習にしあれば、すべてあなたの名をいふは、なめしきわざなり。文のうはがきなどにも、さしてやるあなたの名をば、なかきそゆめ。（今の人のみだりに、さきの人の實名をかくは、いと〳〵にくむべきことなり。それよりは、俗名をかゝむぞ、なか〳〵にまさるべき。」とことわりたれば、かへす〴〵、さきの實名をば書かぬものと定めたるに似たり。

然はあれども、以上はおもと、男子の消息文の標準として見るべきものにて、女子の上に、普通用うべきか、否は、一考すべき事なり。まして時、世とおし移れる今日なれば、以上を以て女子消息文の上に適用せむは如何あるべき。女子には、普通官位あるは、今日わが國には至りて稀に、或一方の者に偏し、又合號などは聞くも

稀なり。よし之ありとするも、女子の之を適用せむは、中々にあしかるべくなむ。そは如何にとなれば、かゝることは、今日にては、却りて事更めきて、品位を害はむ媒となるべければなり。故に中昔消息文の体は、兎まれ角まれ、今日にて、女子の普通に用ゐむ相互の名のかきやうは、大方左の如くにてありなむか。

氏名の君　　　　名より

御許に

右を標準として、女子と女子との間なれば、氏をかきて、何子の君とし、又女子より、男子に宛てたらむ折は、對者の名を省きて、氏のみに留めてありなむ。而して對者の、餘程われより貴人の場合には、御許にのかはりに、御前になどの敬語を用うべきなり。右はまづ普通の例にて、こは消息文のおくの名がきと、又封筒の上がきとに両用して差支なかるべく思ゆ。されど、今日、遠隔せる處にて、郵便の用を借らむとする時は、おくがきは前の如くにて、上表だけは、住所姓名を、相互に判然かゝずはあるべからず。例へば、

國　所

氏名殿
御許に

おのが氏名の方は概裏書たるべし
國所 氏名より

などの如くあるべきか。

因にいふ、御許に、御前になど、にとかくべきを、今の俗に、多くは、御許へ、御前へなど、へとかくがあれど、こは誤りにて、必にとかくべきなり。へとは、大方その方角を指示すべき辭にて、にとは、その歸着を知らする辭なり、消息文の、慥にそれときまりたる所に遣はすべきものなれば、いかでか、大凡の方に用ふるへ辭を使ふべけむや。かへすがへす、こは心得おくべきことぞ。（以下次出）

文學小傳

難波津淺香

源親房公

公は村上天皇の皇子具平親王の裔にて權大納言師重の子なり、家の名を北畠とも中院ともいふ、伏見天皇永仁の頃より後伏見、後二條、花園の三代を經て後醍醐天皇

の御代まで仕へ奉り、御門の御おぼえもめでたく世の用ゐも重くして、位は正二位に進み官は大納言に至り、淳和奨學兩院の別當をも兼ねられたり、しかのみならず世良親王の傅にさへ仰付られたり、さるに程なく親王かくれ給ひしかバ其悲しみに堪へずして、官位を辭し髮をおろして僧となり、名を宗玄と更めて世を逃れられしかば、世の人みなをしまぬものは無かりき、節しも元弘の亂いできて、帝隱岐國へ行幸し給ひしが、やがて還らせ賜ひしかバ、公も再び仕へ奉り從一位にのぼり大臣に準せられ給ふ、かくて其子顯家卿陸奥守となり義良親王をいたゞきまつりて、陸奥出羽を鎭めに赴かれしとき、共に下りて其政を助けられたり、其後足利尊氏叛きて世を亂しゝが、公は常に帝に從ひまつりてよく力を盡されたり、されど其かひも無く世の中ます〱亂れて、帝は吉野の山中に假宮を造りてまし〱、京都には別に又光明天皇を立て、所謂南北朝のあらそひとなりて、同じ日本國の中に二人の天子ましますがたとなり、諸國の大名武士ども己の縁にまかせ利にしたがひて、或は北朝に付き或は南朝に從ひて、こゝかしこ戰爭のやむときも無かりき、さるほどにかの顯家卿は、はる〲陸奥より兵士を數多引具して都に上り、尊氏の軍を撃は

ろばさんとせられしが、延元三年といふに和泉國安倍野の戰ひに負けて打ち死をぞせられける、されバ帝、顯家卿の弟に顯信といひしを陸奥介鎮守府將軍とし、義良親王をいたゞかせて、又陸奥出羽を鎮めさせ給ふこととなりしかバ、公も亦之に伴はれて共々に吉野をいでたち、伊勢國の大港より船出して彼地に下らんとせられたり、其船かの波荒く風はげしと今もいふ遠州灘より伊豆の御崎にさしかゝりし頃、[illegible]しく嵐ふきすさび波たちさわぎ、多くありし船どもこゝかしこに散りぢりにぞ漂ひける、かくて親王並に顯信卿の船は伊勢國の篠島といふに着きしかバ、やがて吉野に歸られたり、さるに程無く帝かくれ給ひしかバ、親王、帝位を取り繼がせ給ひぬ、後村上天皇と申す是れなり、親房公の船は常陸國の東條浦に流れよりしかバ、公は其邊りの同じ志の人々をかたらひ、軍を起して尊氏に從ふものどもを打ち、又益々書を奉りて政の事どもも申上られけるとなり、職原抄とて朝廷の官職の事を記して奉られしも其頃の事なるべし、またかく南北朝に分かれてより亂世の事とて、書を讀み道理をわきまへぬ武士ども多くて、何れを正しく位をふませ給ふ天子とも知るもの少きことを、公には深く慨きて戰ひの暇々に筆を執り、神皇正統記三巻を著はされ

たり、其書のあるやうは、上は神代の始めよりして代々の天子、天つ日嗣の御位を受け傳へさせ給ひし次第を述べて、下は當代即ち後村上天皇に及び、南朝の正統たることを記されしなり、其記されし旨世に比ひなく正しくおごそかにして、今も讀むものをしてそゞろに感歎に堪へざらしめ、尊王の大義のあるところを知らしむ、あはれ其世の人にあまねく讀ましめなば、南朝の衰ふることさのみ甚しきに至らざりけんを、出板の術未だ開けざりし時のことて寫本にて傳へしのみなれば、さしもの公の論も廣く其世の人心を動かす能はず、其志も空しくなりけんとこそ、かへすがへすも口惜しけれ、されど今迄はもとより後々長く此文によりて公の志を知り、又其論に感じ、大義のあるところをわきまふるもののいと多かりぬべし、

さて公には常陸の軍思ふにまかせざりしかば、又吉野にかへられて勤王の武士を集めて、しきりに尊氏を攻められたりしが、正平九年吉野の奥なる賀名生といふ所にて薨じ給へり、職原抄、正統記の外に、古今集注、東家祕傳、元々集、二十一社記等をも著はされたり、

女服考（第八稿）

有住齋

裝束要領抄、わらは女のさうぞくの事、かざみは、童女のうへに着る、しり長きぬ也、堀川次郎、五節兼昌の哥、「もろ人のあそぶある哉をとめ子がかざみのすそのながき世ぞかし、とみえたり、凡うしろの長さ、一丈五尺、まへ一丈二尺、着さゝのへてのち前なるうはかへ、下かへた、左右の脇の下よりうしろへ引のへて、ひかするも、うしろは、もさより長くひくなり袖は二のにて、二尺二寸、うちたれは二尺三寸、くびがみはかりぎぬのくびのやうに、さすあり、おほくびもあるなり、

又云、細長は狩衣のくびがみのやうにたてゝ、三はたゞりの物なり、凡身のたけ四尺四五寸、袖のたけ一尺六七寸也、表白裏えび染なるを、櫻の細長文櫻もやうさたまらすと云、幼童、皇太子、及殿



女官裝束着用圖　當時腰卷

掻取に用小袖之品　肩裳（肩裳に縫物ある小袖也）

細格子（細ある格子嶋小袖也）

唐織　段の織筋　小袖を腰にまく也尻切の暑なり

上わらは、童女着る物也、兵範記、保元三年正月廿九日、今日關白殿、第三若君御元服の事あり、若君御裝束細長袍、指貫をめすとあり、若くは是闕腋なるもしらず、服飾管見、汗衫論、考ふるに汗衫の名、後世女の童の表衣にあり、後世女の童の表衣の汗衫は、袷衣也云々、

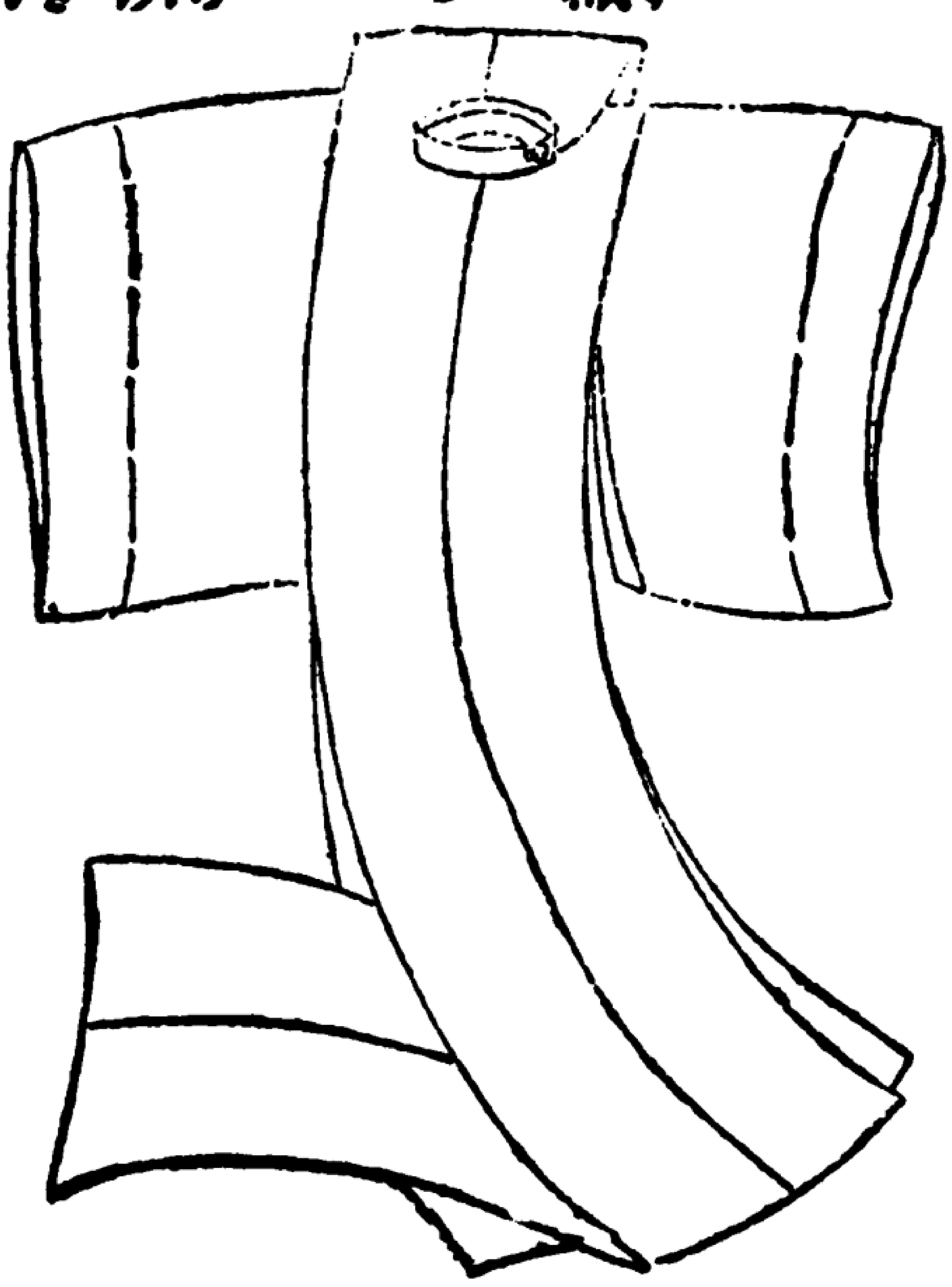
齊云、此汗衫は、元來下襲の裾にて、漢に云中衣、又中單と云にあたれり、單なる事、服色管見の御説にくはし、和名抄に、唐令云、諸給時服、夏則汗衫一領（音所銜反、衣名也、）とあり、箋注に、釋名衫芟也、末芟無袖端也と記せり委しく論せられたれど、是等は唐制の男服あれは、爰に贅せず、汗衫の文字につきて、汗とりなりとおもへるむきもあれど、しからず、男服も下襲の次にありて中衣なり、女服は表衣にさへすれバ、あせとりの具には、あらざる事い



女官裝束着用圖　童之體

ちしるし、
服色管見、細長の袍の事、皇子はさら也、やんごとなき人のいたくをさなき程きるもの也、浮織物の小葵の紫文の表に、平絹の裏つけて、走物の袍の様に、身一幅にて、尻長く、白き袖括あり、水干の様に、袖はくゝりのごとくなる紐を、上がへのくびがみのはしと、ゐりの後とにつけたり、是をきる

装束要領抄所載 汗衫の圖



うしろの圖 腰帯あり

には、下の具は宿衣に同じ、
中右記、嘉承元年十二月、殿下春日詣出立の所に、若君御同車、細長赤色、蘇芳木指貫、私同歸洛日、次出給宿衣、松重上織物、御出し衣薄色固文、奴袴、野劔、笏、若君赤色の細長の袍、冬奴袴、
服飾管見首書に、弘仁九年三月詔、常に服する所改めて唐法によるとあれど、朝服及儀衛の半臂、汗衫は、此御宇より初れるをしるべし、
齊云、貞觀儀式、延喜式等には、載せられず、令には白袴を載せたれバ、半臂汗衫

いまだ用ゐられざる事明らけし、此儀式、式には、白袴載せざるならバ、下の具は、常に用うるに違ざる也、

類聚雜要抄、移徙の條に、童女四人汗衫青色綾

又云、童女裝束事、汗衫尻長、一丈五尺御覽日料、一丈二尺褻日料、廣二幅片方弘一尺三分、前長、一丈一尺三寸御覽日料、弘身大頸を合て縫て、九尺褻日料、凡下童之前宜

裝束要領抄所載　細長の圖　うしろの圖



紫濃組ひも長さ三尺一方は四尺もあるべしこし帶なり

漫錄

高崎正風先生談話

大口多比之

先生云く、古今集の序に、心におもふ事を、見るもの聞くものにつけて、いひ出すとある、此心に思ふ事をとあるが、歌の尤も眼目とする所なり、そもそもおもひとは、上は天子より、下は庶人に至

るまで、苟も世に處し、己が職分を盡さむとするにつけては、百般の事、日夜朝暮に紛起して、煩雜を極むるそが中には、憤懣堪へ難き事も有り、憂悶やるかたなき時もあり、悲哀忘るべからざる折もある、是等の者を指して、おもひといへるなり、（但しおもひに、深きあり淺きあり、大きなるあり小さなるあり、たとへは手を擧げ足を動さむと思ふも思ひなり、一碗の茶湯を飲まむと思ふも思ひなり、然れどもこれは皆、甚淺く小さなる思ひにして、この古今の序にいはれたるおもひにはあたらざるなり、こゝのおもひとは、所謂おもひ内にあれば色外にあらはるなどのおもひにて、ふかくおほきなるものをいへるなり、）この思ひ深く大きなれば、おのづから、心一ツにしづめかねて、折に觸れ事につけつゝ、咨嗟詠歎する、その聲すなはち歌となるなり、かゝる自然の情感より發せずして、特更に造設するものは、歌の本旨に背きて、眞の歌にあらざること、今更いふまでもなきことなるが、またこの、見るもの聞くものにつけて、云出す、とあるを速了して、見たるまゝ、聞きたるまゝをいひ述るを以て、歌なりとおもへる人、世にすくなからず、これはたいたき誤りなり、歌は物事に感じて、しかる後はじめて聲に發するものなれば、感なき歌は歌にあらず、歌は僞らず飾らず、實際をすら〱といひのぶるをよしとす、然れども、感情より發せざれば韻致無し、韻致なければいかに實際をよくいひ述べたりとも、決して眞の歌とはいひがたし、情、内に動きて、詠、外に發する時は、風韻雅知、期せずしておのづから備はる、然らざるものは、たとひ努めてこれを備へむとすとも、自然より發したるものゝ如く、高妙なること能はざるなり、この故に桂園翁も歌はありのまゝをよむもの

にあらず、思ふまゝをよむものぞとはさとされたるなり、同翁江戸にありける時、ある會に招かれ、述懐といふ題を得て、ふと庭の方を見出されしに、折しも鳥の羽一片、風にたゞよひくだりければ、「空にちる鳥のひとはの輕き身をおきどころなく思ひけるかな」またその庭にあそびをりし兒どもの、推の木をゆり動して、實を拾ふを見て、「たちよりてゆすれバ下におち推のしひておとさむこのみならめや」とよまれたることあり、此時翁世の嫉みを受け、憂き事の數かさなれる折なりしかバ、そのおもひたることを、やがて、見るもの聞くものにつけてよまれたるなり、これらは、まことにかの、古今の序に、思ふことを見るもの聞くものにつけて、いひいだす、といはれたる主意に、よくかなへるものなり、」さてまた一首の歌に、風韻感情のあるとなきとは、その用ひたることばの、ふるきとあたらしきとによるものゝやうに、おもへるもあやまりなり、詞はたとひ、いにしへにいはずして、今の普通に用ふるものたりとも。その詞の、その場所にうまく打はまりて、一首のうへの姿といひ、韻致といひ、おもむきといひ、めでたく整ひたらむには、やがて名歌ならむこと論なし、桂園翁の歌に「めせやめせゆふけのつま木はやくめせかへるさとほしおはらのさと」とあり、一首のうへ、詞も、こゝろも普通の手ぢかきものをもてよまれたるなり、然れども、感情風致おのづからそなはれるにあらずや、凡そ、詞に雅俗といふ分界のたてがたきは、桂園翁も詠草奥書の中に、萬葉は萬葉時代の平語、古今は古今頃の通俗言なり、といはれ、彼の古今の序に、一言も用語の如何を、論せられざるを以ても知らるゝ

ことなり、畢竟歌の眞否は、詞の新舊雅俗には拘はらずして、唯その詞のもちひかたの、適否に在るあり、第一　感情、第二　いひあらはしかた、第三　語句の親和、この三ッのもの、詠歌の大事なり、語句の親和といふ事は、古人のいまだいはざる事なるが、予常に意を潜めて、古人の名吟をよみ味ふに、皆句々語々の接續よく親和せざるはなし、たとへバ「住のえの松をあきかせふくからにこゑうちそふるおきつしら浪」、「まつかせのおとだに秋はさびしきにころもうつなりたまがはのさと」また「あきかせにたゞよふ雲のたえまよりもれいづる月のかげのさやけさ」これら皆、言語の順序整然として、分毫の無理もなく、突然なる思ひあることなし、假令バ大工が板をはぎ合せて、鉋をかけたるが如く、いさゝかの續ぎ目も見えず、一木のごとくに見ゆるにひとし、こゝをもて、そのこゑさはやかに、その意あきらかに、露きゝまどふふしなく、千歳名歌と稱せらるべし、是等を、おのれ語句の親和といふ、但しこれは着意して得べき限りにあらず、自然の妙にして、その味ひ口していふべからず、筆もてしるすべうらず、その方針を定め、みづからあまたの歌をよみ試み、錬磨研究して、默識神通するに非ざれバ悟りがたし、畢竟歌論のみを熟聞して、頓に歌道の妙を熟知せむとするは、坐ながらにして千里の遠きに達せむとするが如く、到底望むべからざることなり、怜悧英敏の人は、その理には早く通曉すべしといへども、實際の手ぎはゝ、順序を追ひて

進まざれバ叶はぬあり、この故に初學篤志のともがらは、つとめて歌の數を多くよみ、しかしてみづから足れりとせず、達人に就いて評判を受け、日に新に又日々に新にして、ゆく〳〵道の蘊奥を窮めむことを期せざるべからず、夙く宗匠を以て自ら許し、小成に康んじて、深く求むる所無きは、後世の弊風にて、此道の達人を出さゞる所以なり、歌よむ人尤も警戒すべきにこそ、

此の頃心地煩はしければ、世間の事なぞ、みなうちやりて、ふるき書ども、まさぐりいでて讀みうるうちに、左の一ふしは、言卑くけれども、おかしくにそのおもむき高く、めづらしくおもふまゝに、原文のまゝを抄錄して、貴社におくる、田舍人のすさび、遼東の豕ならまし、

遠江　松竹居主人

南龍院殿（紀州賴宣卿）、家儒奈波道圓に尋給ふは、女の子を育つるには、いかやうに幼少より敎へ立たるが、よきぞと仰ありける、道圓承りて、御前にはいかゞ思召れ候や、存慮を承り度存じ奉るよし申ければ、賴宣卿、女は貞信の道第一の事なれバ、此の義を幼少より合點させ、とかく聖賢の道を說聞するを、專とをしふべき事にあらずやと仰けれバ、道圓いやさやうにては御座なく候、先づ女の子には、幼少より髮を自由にゆひならはせ、さて把針をいたくならはする事、是第一の義にて御座候、大身の者の女の子は、幼少より

紡にさやうの事をせず、髮あげ、物縫ひとて打わたし置き候、上にも御存じ遊ばさる如く、事げはしき時は、御大名の奥方とても、家女をたのみにして、何となるべき事にあらず、さやうの時乱髪にては見苦しくて、ふかひ性に相見え候、把針達者に候へば、何やうに破れそんじたる所を、速につくろひ申候間、御大將か大名の御姫とても、此の義猶以て第一の事に存し候、貞信の道、女は第一にて候へども、是はをしへにも及ばず候、如何なる匹夫の女とても、密夫を仕りて、あらはに申す者は無之候へば、あしき事と存ずる事は、己も能く存じて罷在候、其の家法正しく仕置致候へば、さやうの義は、自然と貞信になり申候、たゞ敎へたるばかりにて、あらはし惡く候へば、不義なる根性の者は、中々用に立申さず候ものにて候、かやうに申上候て、聖賢の敎を知らせまじきにてはなく候、先づ右の通りを、よく習はせ候を第一にして、其の上にて、敎へ申べき事なりと申ければ、頼宣卿深く御感歎ありて、御女子方へは、自身髪をゆひ給ふやうに、把針の事形の如く、御いとあみあるやうにと、敎訓し給ひけるとなり、

涙の藻屑

此の書は、石川左近將監忠房が、其の女松子の他へ嫁せし時、羽太安藝守正養に托して代り撰ましめ、松子へ與へしものなり、書中婦道を論ずる頗る懇切、言淺きに似て義實に深し、

女子たる者、善く之を讀て遵循越ず、時々提撕事々效法せバ、之を以て身を終ふと雖も可矣、

内藤燦聚　寄送

夫は天にして陽なり、婦は陰にして地なり、天は萬物を覆ひ、地は萬物を載す、天の命ずる所、地の受ずといふ事なし、是をてバみそむく事なし、女の道は順を以て徳として、よろづ夫の言に違ふ事なきを道とす、」扨夫の父母につかふる事は、眞實の親よりも、猶志をつくしかしづき參らせ、御心にかなふ様にあるべきなり、是に違うて御心に叶はざれバ、天とし尊ぶ夫の不孝になりて、夫に罪を得さしむる事あり、されバ父母に順ならざれバ去るといへるは、聖人の法なりとぞ、」又女子はみづから出でゝ仕ふる事なきとて、君に忠を盡す事のならざるにはあるべからず、もとより君恩に生々せし身の、よろづ君恩にあらざるはなし、女は内を治め、夫は外を治めて、君に仕へ奉るなれバ、内治整はざれバ、夫の心仕ふるに一ならず、是れ女の不忠といふべし、」扨夫婦の中はいかにも和を以て貴しとするあれど、別といふ事ありて、其の和の中に禮義を亂す事なく、なれてとらかす事のなき様にありたし、如斯ならざれバ、初の程こそはあれ、月を越日を重ぬるに隨ひ、珍らしげなく、次第に見落さるゝやうになりゆく、左あれバ色々の障も出來る物あり、よくよく愼むべき事にこそ、」又夫の兄弟は、上なる方は、親に事ふるが如く、敬して侮る事なく、御

心に違はぬやうに、まめにつかへ可申、目下の方は、あはれみ深く、其人のためあしからざる様に、心をつけ、教へみちびき、兄弟たりとも、男たる者には人なき所などに、ともに居ざるやう心つけ、物いふ事もひそかにいふ事なきやうにすべし、己が心に私なく共、人のさかしらにあひ、又は夫の疑をうくるも、此つゝしみうすきが故なり、老の後までもよくつゝしむべきの第一なり、」扨男女の下々を使ふ事、憐愍の心厚く、惣じて我より以下の者は、多くは心届かざるものなりと心得、心に叶はざる事ありとも、怒りのゝしる事なく、面を和らげ、よくそのあやまちを教へさとし、一人たりとも、教のとゞきたらんには、大なる仁心たるべし、女子は猶更手元に仕ふ事なれば、事の暇あらんには、女子の業なんども、心永に教へならはし、かりにもあらく〳〵しき詞を出すべからず、しからるゝ者より、しかる人の浅々しく、心ある人には見落さるゝ事なり、かへす〴〵深く慎み給ふべし、言葉あらく〳〵しく、人を怒りたる程、殊更に心の奥も見え、世に拙く浅ましきものはあらじ、見にくゝ色も香もなく、一度二度と重なるに随ひ、夫にも飽るべきのはじめなり、いはで叶はざる事は、面を和らげ氣を下して、其の道理をよく〳〵云さとすやうに有たき事なり、都て下情をよく察し、無理をいはざるやうに深く心を付て、慈愛の心厚かるべし、」又夫の朋友朝暮入來る人もあるべし、是も誠を以て交るべし、是等のうちには、萬一不所存の人もあるまじくとも

いひがたし、若し不義の事など申懸る人もありなば、堅く斷るべきは勿論なり、此の事夫には包まず窃に申置べき事なり、恥かしき事に思ひなして隱し置き、夫の疑をうけ、又は其事より夫の身の上にかゝりたる例、古今珍らしからざる事どもなり、又愼みても愼むべき事にこそ、」夫の一人を天とも地とも賴む事なれバ、其の人外心あらんには、心細く、賴む木陰に雨のもるとやいはん、思ひあまるよりねたみ心を起し、にくしねたましと、胸にたく火の消やらで、次第に心あら〱しくなりゆき、常々のたしなみもはでれて、猶々夫にもあきうとまるゝやうになり行くものなり、此の愼別て女子の身には大切なる事にて、かたき事と見えたり、夜半にや君がとよみたるは、倖み申すべき事にこそ侍れバ、女は我身を卑下して、少しも慢するの心なかるべし、內に其心あれバ、自ら外にもあらはれ、何となく愛もなくなりなん、かゝるべくは、諸藝ありたりとも、なか〱身の害となるべし、愼み給ふべし、」女子なりと雖も、武士の家に生れたるものは、內に勇を持ねバ叶はざる事あり、盜賊などおし入たる世の噂などきかむには、かゝる事の有たらバ、かくてこそせめと、常に心をせめて、うろたへざるやうの覺悟こそ、ありたけれ、はなしなど聞て、わけあく怖たらんは、いとはしたなし、唯深く心を用ゐて、しまりなど心つけ申すべき事なり　其の一々を擧んには、また限あらじとや、綱領を擧てこゝにしるし畢ぬ、」

源朝臣忠房

文化八のとし

すゑの冬

ときはなる松のみさををわけくれの

こゝろにうつせ千世のすゑまで

武女が紀行につきて

三浦千春

甲子道の記、白拍子武女作として、先年清水濱臣が印行せる本、世に流布す、其文章のすぐれてめでたきは、更科、いざよひに恥ぢず、女の筆にしては、近ごろめづらしき紀行なり、さるにその武女といへるは、いかなる人にや、しるよしもなかりしを、このごろある人のもとを訪ひて、くはしく聞て知る事を得たり、抑此紀行をかきたる婦人は、享保の頃、尾張の藩主、謚號を章善院殿といへる君の妾にて、始めは新吉原の遊女春日野、後におはるといへり、父は江戸淺草馬道の住人、鈴木某といふ町醫師なり、後年尾張藩に仕へて、鈴木金左衛門と名のり、士となれり、おはる女は、天明二年五月十八日、齡八十ばかりにて、尾張に沒す、法名貞幹院叢譽節心巨榮禪定尼と稱し、尾州名古屋建中寺（德川家代々の菩提所なり）に墓あり、鈴木の子孫今もあり、章善院の、此女を妾とせられしをにつきては、別に說あり、今其紀行の文章を見るに、凡庸の女に非ず、一ふしありて氣象高く、うべも君侯の氣にかなひて仕へたりけむ、あはれ今此紀行なくば、此人世にもしられざらまし、此は

かには、歌も文も、たえて傳はらぬこそ、をしみても餘りあることなれ、ついでにいふ、おのれ千春が尾張にありけるほど、此紀行の寫本（横井也有翁のおくかきありき）を見たる事有しに、濱臣の校合本とは、所所相違あり、思ふに上梓の時、いさゝかづゝ筆くはへたる物と見えたり、もとのまゝ、かへりて面白き味ひあり、寫本を得て、よみくらべたまへかし、

こそだて草　稻の舍のぶよし

かくて人は、見るもの聞ものに付て、是ぞ感なきといふ事なし、故に人は、萬物の氣をかぬるなり、そは多口にして、よく手足を動すものあり、そはきり／″＼すや、みそさゞいに類せる人なり、他目にも篤實らしく見せて、人に油斷をさせ、我が利を得んと、かまふるものあり、こは空ねむりして、盜する猫に類せる人なり、婬亂といふものあり、こは守宮や、鷄に類せる人なり、食を見るごとに、くはまほしがるものあり、こは蠅に類せる人なり、他の手にあるものを、ほしがるものあり、こは鳶に類せる人なり、食を惜みて、くさりそこねる迄、たくはへ置ものあり、こは鼬鼠に類せる人なり、これらみな禽獸に類せるところにて、人のはづべき所なり、しかるを、こゝろの不正なるものは、常に賤きものをのみ、めづるがゆゑに、生るゝ子も又いやし、かゝれバ、常にこゝろを正しくして、不祥のものをみるべからず、昔女のうたふ心中ぶしなどは、ことに不祥のきはみ

なるものにして、婦人の聞べきものにあらず、もし深くめづるに至ては、瞽をうまんもはかられず、それ金剛神に感じて、夜叉を生るになぞらへて辨ふべし、またうめる子の、叔父、叔母、從弟などに似ることなどのあるは、母たるもの丶、親族をむつぶこゝろの、深がいたす處也、このゆゑに、深く感ずるところありて、念々忘れざれば、その感ずる所のまゝに、欲する處の子をうむものなり、さるからに、劍術の家には、代々其術に達せる勇者うまれ、伎女の家には、代々藝にいたれる女子うまれ、また國々處々によりて、美女の生るゝ處は美女、工匠の生るゝ處は工匠と、自然にさるもの丶うまるゝ、これその土地の人情にて、美女をうめるものは、美女を生るによりて、人の愛を受て、家とめるがゆゑに、他もうらやみて、美女をうまん事をおもひて、常に美人を感じて、念々忘れず、故に美女を生るなり、小夜の中山、草津の山中のたぐひ、すなはち是なり、工匠もこれに同じ、こゝをもて、是を見れば、美女をうまんもやすく、勇者をうまんもかたからず、されど、美女をうまんとしても、美女うまれがたく、勇者をうまんとしても、勇者うまれやすからず、また誰ひとり、醜女をうまんと、おもふものもなく、愚者をうまんと、おもふものもなけれども、さるもの丶生るゝをもて、予が此說をおす時は、非あるが如くなれど、さにあらず、人はこゝろおはきものにて、見るもの聞ものにつきて、これぞ感なきといふ事なし、故に勇にこゝろざす者も、

花を見鶯をきけば、こゝろうきたち、秋風に木の葉のちり行をみては、心悲とおもひ、美女をみては、こゝろ動、そのときぐに、こゝろ動くが故に、我が欲する處のこゝろ一定せずして、わが欲する處の子うまれざるなり、たとへば、たれにまれ、身は貴く、家は富ん事をねがはざるはなく、家はまづしく、身はいやしかれとは、おもはざれども、倹素といふ事を、守ることとなりがたくて、他が美味を食は、我もくはまほしく、他が美衣を着れば、われも着まほしく、おもふがゆゑに、終には奢にはしりて、家もほろび、かしこまりて、身をたゞしくせんことは、しにくゝ、足をそらして、狂言を咄は、たれもしやすきがゆゑに、つひには、こもうぶりとなるが如し、かくて

婦人たるものは、常に夫のこゝろをこゝろとして、いさゝかも私意なくと心がげざれば、家業を精進して、子孫繁榮する事はかたし、あらぬ遊業などに、こゝろうつるがゆゑに、放蕩なる子の生るゝあり、さて世には、女天下と云て、何事も女の先だちてする家あり、是はなはだよからぬ事にて、家めつ亡の基なり、かゝるものゝ子には、女子をうまば婬乱、男子をうまば放蕩ならん、されどさるものゝ子にも、婬乱放蕩は生れずして、子孫よく榮ゆるあり、是は別に善行ありて然か、または夫の仁心あるによれるか、しらされば、積善の家には、かならず餘慶ありといへる類にもやあらん、必しも吾がいふことを、なあやしみそ、とは正しき證ありていふ事なれど、其證は今はい

はず、すべて此書に說ことゞもは、別にくはしく、しるせるものあり、こはとみに婦女子のために、ものせるにて、わかりやすからんとを、むねとつとめたれば、事もすくなく、文も俗びて、いとつたなくなん、たゞねがはくは、あまねく人の見ん事を、

寒紅梅　　中村花痩

其十五の下

これより二日ばかり過ぎて、見附宿の辻に、青竹三本組み合せて臺とあしたる上を見れは、彼の覆面の武士、骸に分れて首のみとなり、亂れたる小鬢薄霜に濡れて、噛ひ緊る齒に風白く、開きたらばさぞや、閉ぢたる眼に徃來の人を睨みて晒されぬ。この頃の世の中、生首は畑に轉がる西瓜ほどにも珍らしからねど、新らしき板に墨の香消せぬ捨札、人の足をぞ留めける。

鍬肩にした男、一字も讀めぬに晒し首の譯分らねバ、傍に立つ行脚の僧を見掛けて、如何したお處刑と尋るに、旅僧檜木笠に手を掛け、殊更に珠數を爪繰りつ、この二人の武士、城中の婦女が乘りたる駕籠へ、狼藉にも白刄を持ちて切り掛けたれバ、

警護の者即坐に繩を打つて、何故の仕末と問ひ直すに、尾州織田家の老臣佐久間玄蕃に頼まれ、乘物の中なる婦女を怨まむとしたるなりと云へど、織田家の名ある武士、佐久間玄蕃とも云はるものが、何とて比怯にも忍者を放ちて、僅か婦女一人を仇にせんや、怨まむと思へば陽に怨むに、何の難き事やある、熟〻慮深考ふに、是は二人の盜賊、仕損じて捕へられたる命借しさ、有らぬ事を造り設け、鬼と云はる人の名を借りて、繩を拔けん企計なりと覺えぬ、重ね〳〵許し難き奴あれば、首打ち落して辻に晒らすものなりと、云うて聞かすれば、村へ歸つて鑵子茶の馳走に、この談話圍爐裡の周圍を取り卷きぬ。

其十六

隣國なれば他家の敵の防害もなく、驛路〳〵へ建札をして、織田信長の家臣池田紀伊守、德川家への使者。と三河の國境より注進ありたれば、馬の蹄城門を入るは、今日の巽晝時ならん。とそれ〳〵の用意調へて待つに、果して思うたるその頃、大手先に馬の嘶聲を殘して、供侍の聲高やかに、尾州織田家の使者池田紀伊守、只今到着。應と長く答へて、大木戸地鳴りしてぞ開かれける。


永洗



父子の間柄とて胸には白刄を研ぐ世なれば、互ひに表面に武を飾り、是れへと下賜されし御厩の逸物、惡びれもせず式臺にて乘り捨て、御案内と立つ若侍の後背に附き、池田紀伊守君命耻かしめぬ威儀泰然と、使者溜りに暫時待つに、折器の菓子に添へて、茶童が貴人點の薄茶一服式の如く、やがて城主直々の對面、と近侍らしき武士に迎へられぬ。

葵の定紋散したる二間の大襖、二人してさつと開くを見れば、使者の間なるべし。上坐に當城の主徳川家康、大刀取の小竪後背に從へて、端然と坐りたる左右には、肱股の臣と見ゆる猛士、事あらばと思ふ眼光鋭し。紀伊守程宜き處に住ひて平伏せば、家康一と膝動き出でゝ、遠路の使者太儀なり、尾州公にも變らせ給はぬか。その言辭難有しと受けて、公には何時もながら御健勝に渡らせられ、祝着の至りと答ふれば、うむと頷きて家康莞爾〳〵としながら、使者の趣は、はつと紀伊守懷中を探りて、直筆の奉書、坐を進み來る近侍の手へ渡す。

家康推し擴げて兩手に翳し、暫時默讀してくる〳〵卷くに、紀伊守顏面を上げて、尾州仰せらるゝは、過る日見附宿に晒らし給ひし二箇の首級、尾張領の者と知らせ

給ひたらば、一應は此方へ問合せ給ふこそ道理なるに、其事もなく自儘に梟木に掛けられ、それのみかは股肱の武士佐久間玄蕃の名さへ、汚らはしき捨札の表面に顯然と書かれたるは、何か御心ありての御擧動か、問うて參れとの使者。斯の通りと紀伊守少し反り身になつて、返答如何にと伺ふに、家康然り氣なく狀の殼を手近の近侍に授け、紀伊、近う參れ。

尾州公の仰言如何にも道理と聞ゆれ、されど今一應考ふれば、不思議の心起らぬにもあらず。尾州に鬼ありと名を轟かし、織田家の柱石とも云はるゝ佐久間玄蕃、僅か可弱き女一人怨まんとて、忍の武士を賴むやうのことと有りとも覺えねば、賴むやうのことはよも有るまじ。必定是は盜賊の造り言にて、鬼に賴まれたりと云はゞ、恐れて木の葉盜は許さんかと思うての噓僞と看破りぬ。また當家は尾州と親族の間なれば、尾州者と云はゞ日頃の和親に命助からんか、と思案しての飾り言とも思はるべし。何にせよ婦女達を立退する中へ、物蔭より跳り出でゝの狼藉、衣裳品物を剝ぎ奪ん有樣の見えたれば、盜賊に紛るゝ方もなし。國の鼠なればこそ首を刎ねて罪惡を晒らし、諸人の懲戒にしたるが、不思議は無き筈なり。

捨札の表面も亦右の如し、玄蕃に頼まれたると云ふは嘘言にて、紛るゝ方もなき盗賊なれバこそ見附宿に晒らすとは書きたれ。さらバ玄蕃と書きたればとて、嘘言と有るに玄蕃の名は消ゐたる道理なるべし、此の如き譯は三歳兒にも分解るべきに、殊更に玄蕃の名を尤むるは、何か玄蕃が眞事忍の武士を遣ひたるやうに聞えて、なかなかに可笑しからず、但しは玄蕃誠に然る事を企てしや、よも左様のことは有るべくも思へず。

何日なりけん賜はりし使者は、玄蕃の弟なる七郎左衛門を討つて立退きし勝女を、請取らん旨趣なりけれども、其時も云ふ如く、仇敵を討つは天の法なれども、又の仇敵を討つは古今未曾有にして、是れぞ天の法を破るとや云はん、小身なれども徳川家康を見懸け、託むと立退き來りたる女、家康の眼球黒き中は、如何な渡されましと答へたりき。それのまだ消えぬに此度の事件、何に附けて玄蕃の名の出づるは、勇名隱れのなき證據とて、羨やましき限りなり、尾州公は宜き家來を持たれたり、斯程の者家康も一人欲しき。

兎も角も乱世の中、盜賊の首刎ねる如き小事には、使者などの面倒を捨てゝ、互

ひに處刑は勝手に仕たし、假令尾州にて捕へられたる、盗賊三河の者というたりとて、遠慮なく首を刎ねらるゝとも、晒らすとも仕給へ、家康少しも心外には思はじ。斯く云うたる言辭、若し道理ならずと聞かれて、尾州公怒り給はゞ其迄なり。弓矢の表面理は缺かれねバ、三郎が妻を潔よく還して、舅舅の縁の糸は丈夫の刀に斷然と切り、甲州勢に後見させて、信玄が先鋒と爲り、尾州へ馬の首を向くべし。畢竟は尾州公、玄蕃が叛反かを恐れ給ひて、佐久間には斯くの如く厚くせらるれど、家臣一人に替へて隣國の和好に薄きときは、多年上洛の御大望に、不思議の災禍起るも知れず、と尾州公に傳へよ。家康の返答斯くの如し、誰ぞ在る、織田殿の使者に饗應の用意せよ。と笑の中に刄を隱し、眞綿に包む針に突かれて、紀伊守再び返さん言辭も失せ、三汁五菜の饗應の膳に座りたれど、心此處にあらねば水を飲み砂を嚙むごとき心地して、虎に遇ひたる野兎の、鐮奴が馬引き寄するも速しや遲し、一鞭呉れて驀地、汗馬は白雨に遇ひたらんやうに濡れたり。尾州の心事計難し、二度まで使者を追ひ還したれバ、此度は安穩には濟むまじ。と逃る紀伊守が跡を追うて、出し遣りたる細作、二日目の眞夜中に走り歸り、馳して

信長の怒り烈火の如く、尾州は馬に秣飼ひ、刀の寝た刃合すと告げぬ。さらば先んせられぬ中に用意せよや。と城中の武士各自心搆へに世話しく、鐵砲の玉鑄るもあれば、小手脚當の破綻を驗ぶるもありて、敵の旗の手先づ閃めくが否や、三郎が夫人送り出さんとまで罵しきを、表奥を隔てたりとは云へ、如何でか勝女の耳にも入らでやは。

文林

冬川　近衛忠熈

冬川のこほらぬみづもこほるかと
おもふばかりに澄み渡りつゝ

題殘菊　東久世通禧

うづ高く落葉にうづむませがきに
秋のまゝなるきくもありけり

冬川　佐々木高行

水をあさみくだしかねたる杣川の
いかだの上にあられふるなり

松浦詮

引きのぼる舟かずおほき高瀬がは
ふゆもこほりは結ばざりけり

植松　有經

蘆の葉もみなかれはてゝ角田がは
ひろきながれに月ぞさえたる

阪　正臣

わしはらもながれもかれて木枯の
砂ふきたつるふゆのやまがは

時雨　岡部　譲

朽ちてたつ小田の案山子の破笠に
ものさびしくもふる時雨かな

山家客來　大口　鯛二

たまくに人にとはるゝ嬉しさは
深山のおくにすみてこそしれ

時雨　藤井　行麿

風見えてわたるもさむしそらの海
しぐれをはらふくものうき船

名所松　上地　信光

水の江の島子がむかしひとあらば
とはましものをよさのうら松

豊太閤の北の方　佐々　豊水

わらたへの藤井の底にわかねさす
紫ふかきはなぞにほへる

時雨　小田　清雄

いかさまに占へとてか夕占とふ
袖をぬらしてしぐれすぎゆく

月前落葉　大槻　季夫

晴れわたる空にこのはの乱れきて
わらしにくもるよはの月かげ

霧中山　津々良一如

いのちあらばわれもわづまの旅衣
　重ねてこえむさやのなかやま
柳原　愛子

冬川

この葉みな底にしづみて谷がはの
　水のいろこそさむくみえけれ
小池　道子

むら千鳥たつかげ寒しかもがはの
　堤のやなぎかれし木のまに
松平　健子

つゝみゆく人めのみかは里がはの
　水さへかるゝふゆはきにけり
中島　歌子

朝日さす里のなかがはゆくみづの
　けぶりもさむくなりし冬かな

山家冬風

あさましや壁のやれまに冬くれバ
　嵐のかよふかぜゝなりけり
尾崎すう子

寄鏡述懐

朝な夕なむかふかゞみに映るとも
　はづる影なきこゝろともがあ
安東　菊子

霧中山

みづうみは遙にみえてはこねやま
　明がたくらしすぎのしたみち
小杉　浪子

うき旅のうきもわすれて樂しきは
　行手のやまのけしきなりけり
眞崎　淑子

造り菊といふものを見て

松浦辰男

自さくべきものを　様々にためていろひて
造りなす菊ぞすべなき　すべなしと誰は思へど
その花をはむる人あり　その色をめづる人あり
世の中の人のこゝろも　やがてこの菊の姿の
いろ〳〵にして

今様　柴田亀太郎

神功皇后

御舟の波は外国の　遠き濱邊に打ちわけて
なびきかねたる醜艸も　枯れ行く見るぞ勇しき

橘姫

常にさかゆる橘の　ゆかしき香のこしつゝ
風立ちさわぐ相模の海　底の藻屑と身は消えぬ

形名妻

空にかゝれる弓張の　月のひかりし消けれバ
夜路をたどる丈夫も　心やすくやこえにけん

佐用姫

濱風寒き松浦潟　岸の巖と身はなりて
遠くこぎ行く我夫の　帰り来をまちつゝぞ

雜報

●賢しとな思ひそ　賢からむと思へ。大方女は心の狭きものゆゑに、少し己が身に得たる所あるときは、直に心おがりして、その學問才能をほこり、みづから賢しと思ふに至るものなり。みづから賢しとするときは、人はことごとく愚なる者のやうに思はれ、舅姑に事へては孝ならず、夫に事へては順ならず、子を教ふるに親切ならず、人を使ふに忠恕ならず、その一家は、決して治まること能はざるなり。されバ、女たらむものは、心にしめて、かりにも、自かしこしと思ふことなく、たゞ常に、その行を正しくして、賢からむと心がくべし。自かしこしとするものは、其の徳日に衰へて、つひに賢きこと能はず、賢からむとするものは、その徳日に進みて、遂に賢きを失はず。今の世、自かしこしと思へる女いと多くて、賢からむと心がくる女いと少し、誤まれるかな。教育の方針、

●貞烈　古の女は貞に志せり。故に愼重にして、自守るを徳とす。今の女は烈ならんことを欲す。故に勇壯活潑を主とせり。此の二者は互に相離るべからざるものにして、其の間大に異なるものあり。愼重にして自守る徳盛なれバ、事に望みては、勇壯活潑なる行爲をなし得るも、常に勇壯活潑を主とするものは、無事の日に於きては、操を守り難し。これ貞烈の女は、古に多くして、今日に無き所以なり。然れども、愼重にして自守るに偏する時は、卑屈に失す。勇壯活潑に偏する時は、驕傲に流る。卑屈に失すれバ人に見

下られ、驕傲に流るゝ時は世に擯斥せらる。されば貞に志して失するも、尙道を失はず。烈に志して失する時は、德を取る。あはれ、世の女子たちよ。烈たらんと欲するよりは、寧貞たらんことをねがひ給へ。これ本號の課題として、諸姉妹の注意を促したる所以なり。

●畏き女　學問も人にすぐれ、歌よむわざ、文かくすべは、その夫にも立ちまさり、藝能さへ備はりて、茶の湯、生け花、諸禮の式より、管絃の道にも暗からず、その上、みめかたちも世に秀で、身は、貴き族の夫人ともなり給へるあり。その畏きこと限りなし。外に出づとては、自は、抱車の美しきに召させ給ふも、主人の君には、傭車の穢き方をまゐらせ、すべての事ども、常に主人の君に先だちて物し給ひ、その子姪等に物教へ給ふ折など、少し心に叶はぬ事あれば、或は腹だち、或はうちはしたなめ、或は足蹴にさへし給へり。召使へる奴婢どもを、酷たらしうし給ふは更にもいはず。其の食物のあしきと、苦役の甚しきとによりて、大方は二日三日にて逃げ去り、少し忍びて仕へたるは、病をさへ得し者もありき。されば、その家に養はるゝ書生どもより、いで入りする商人等に至るまで、うらみ惡まぬはなく、折折は、その食し給ふ物の中、或は衣類履物の上になど、いとたえがたき事どもして、苦しめ參らすることもありとか。かゝるいたづら事するは、固より善からぬ事にはあれど、余りの畏さに、諫め參らすべき術もなければ、小人の常として、只ひそ

かに、恨みを報ゆるなり。あはれ、この夫人、餘りに賢ぶりて畏くなし給ひそ。世には君にもまして、賢き人のいと多かるに、

●感心なる少女　東京麻布に、九尺二間の長屋を借り、いと佗しげに其の日を送る親子四人の者あり。長女をお直と云ひて、今年漸く十三歳なり。元はさる卑しからざる身分なりしかども、ゆくりなく父に別れ、母と妹とに二人なりしかバ、家次第に衰へて、遂に今の身とはなりぬ。母は毎日、ある殿の內に雇はれて行き、お直は家にありて、二人幼き妹を養育え、其の間には內職などして、其の日〳〵を送りけり。然るに母、殿に付きて熱海に行くことゝなりしかバ、家と子供二人とをお直に托して、出で行きぬ。お直は心よく諾ひて、何事もなく朝夕を渡らひしが、七日にて歸るべき母、十日になりても歸り來ず、母の與へおきし金は、影だにも止めず、如何はせむと。お直の心配一方ならざりしが、やう〳〵思ひ付き、家主に其の由を陳べて、壹圓ばかり借り來り、米など買ひとゝのへ、三日目に堅き飯をものすることを得たり。時に十七八の女學生らしきもの訪ひ來り、日頃其の母と親しかりし由など物語し、とかく親切らしく云ひこしらへけれバ、幼き心の嬉しさ、捨小舟の岸に着きたる思ひにて、其の懇なる心を謝しなどする內に、日暮れたれバ、其の夜は女學生らしき人も、この內にとゞまりぬ。其れより四五日の間、何くれとまめやかに世話したりしが、やがて米もつきぬれば、其のあまりの金、お

よび衣類などかいあつめ、お直の留主の間に、何處へか影をかくしぬ。お直の驚き大方ならず、天に叫び地に伏して、泣き悲しみ居たりしを、情ある人通りかゝり、其の急を救はれしが、ほどなく母もかへり來たり、この由を聞き、天の孝子を棄てざるに感し入り、お直の心つかひを勞はりぬとぞ。かゝる女をこそ、貞烈全き人とは云ふべかめれ。

教の庭

十二月五日兼題　寄松祝（天地人のほかは原稿到着順なり）

天

萬代と限らぬ御世にくらぶれば
まつの千年もみじかゝりけり　田村千代子

評　松のよそへる千年の緑短きに非ずされど天壤無窮の大御代に比べたらんにはまことに大海の一滴なるべし松に寄せて君が世を祝ふこゝろいひえてをもしろし

地

君が代のちよをことほぐ調かも
よもぎが島のまつかぜのおと　松田八重

地

ふく風も枝をならさぬ大御代は
松のときはにさかえこそゆけ　佐々有郷子

ときはなる松の錄はちとせへん
君がよはひのためしあるらむ　高井棠子

生ひ初る二葉の松のちよかけて
ゆく末しげくいやさかえあむ　峯岸郁子

ちはやふる神代ながらに老松の　稲木稻子

變はらぬ色ぞめでたかりける

常盤なる松のみどりも色そひて
きみが千とせの影ぞみえける　勝家　貞子

ちよふべき綠をよそに松が枝は
年のさむさにあらはれにけり　植木　鋼子

羽衣の松はちとせをよばふなり
しらべを送れ田子のうらかぜ　金井　艮子

さゞれ石のなれる巖を根差にて
千代のみどりをそふる松かな　橋本數江子

大君のめぐみは盡きじ北野なる
ひと夜の松のもゝよかたれど　松田　靜枝

天津風ふけひの浦におふる松の
深きみどりやちよを經ぬらん　松田　節江

としごとに茂り〳〵て御園生の
松こそ千代のすがたあるらめ　稻田　園子

千代萬動かぬみよのためしとて
いやさかえゆくすみの江の松　稻田　春江

いく千歲榮えゆく代の影みえて
庭にもしげるまつのいろかな　稻田　君子

年をへていやます松の葉數より
おほきは君がよはひなりけり　小島ひで子

常盤木のかはらぬ御代を壽きて
ちとせをうたふ庭のまつかせ　飯室登美子

松が枝に茂る青葉のかず〳〵に
みよのさかゑを仰ぐたみぐさ　飯室　照子

君が代をちよにやちよと壽きて
をのへの松もいろやそふらん　中村　備子

千代までの友とや松も思ふらん
かぎりしられぬ御世を慕ひて　大槻　秀夫

ちとせふる松も綠のいろそひて
枝葉さかゆるきみが御代かな　島田　悅子

年毎にみどりまされる松が枝を
ともとなしつゝ千代をへよ君　青木はる子

幾千歲としは經ぬれど色かへぬ
まつこそみよのためし也けれ　高井　孟子

いくちよも榮えゆくらん霜雪に
操をかへぬたかさごのまつ　松井たまみ

住吉のときはの松はいくちたび
あひかはるとも御代は動かじ　南大路秉子

君が世は加茂の社のおいのまつ
ちよよろづ代に色もかはらじ　山手はあ子

雪霜にみどりかへせぬ松が枝は
すむ鶴さへも千代よばふなり　上原とみ子

千代經とも松の綠のいろそふは
かはりなき代の印なるらん　黑澤千代子

年毎にみどり色そふまつのはの
　績木香芽子

よむともつきぬ御代の數かな

ながきよの例にうゑし姫まつは
　雪のあしたもいろもかはらず　河野みゑ子

君が代はちよにやちよに緑なる
　いろをばかへぬたかさごの松　中村友子

きみがよは松の緑のいろそひて
　幾代ひさしくさかえゆくらむ　川井田佐代

君が代のめぐみの露に色そひて
　ちよに久しきたかさごのまつ　楢崎光子

ちよやちよ萬代かけて榮ゆらん
　大うちやまのみねのおいまつ　堀田安子

ふるゆきに色もかはらず萬代の
　御代のさかえをみする松が枝　岩下光子

わが宿の庭にうゑてし松が枝の
　色もかはらで千代經ませきみ　里吉照子

庭の面に千代へし松は常盤なる
　きみがよはひを守る成るらむ　里吉菊子

曳かれてし二葉の松も影ふりて
　ぬしと共にや千代をまつらむ　里吉爲子

十二月五日兼題　貞烈の説

天　田村千代子

貞烈とはいかなる事をかいふ我夫にさしこえさか

したちて世のまじらひを始め家のことなど取まかなふをいふかさにあらずさせる事もあきに身をはかなくなし果てゝ潔よしと思ひ子孫の事をも顧みざるをいふかさにもあらず抑貞烈の二字は人の妻たるものゝ心に刻みて忘るまじき者なりかし貞とは夫に二心なくまめやかに事るをいひ烈とはもしさり難き事のあらんには身を捨て操をたつるをいふなりかくいはゞ事もなげに聞ゆれどむかしも今も身に行ふことはいと難くあん貞は守りやすく烈はとげがたし烈は遂易く貞は守りがたし貞烈二つながら備はりてこそ天地にもはぢぬ眞の女といふべけれ

評　貞烈の理説きゐてよしされど貞は常の道にして烈は變に處して貞の顯れたるものなり今の人貞をおきて烈を稱するもの多しこれ本末顚倒せるなりあはれ女子たちは烈よりも貞を守るこゝに心し給へかし

地　植木鋼子

世に貞烈といふ事人皆口にはたやすくいへどこれを行ふ事いと難しもとよりさせる敎育もたずに淺き學びの身にしてあげつらひとかんはなかなかにをこがましけれど大御國の女と生れいでたらんに人の貞烈の心なくて有りなんや婦の一家を守るは猶ますらをの一國をたもつに異ならず第一心正直にかたよらずつとめて一家の和らぎむつまん事を思ひ其身をかへりみよく人にしたがひ艱難事變にあふとも道にもとらず義に背かずかくて百年の節操を守り身を終るまでかへざらばそれそ眞の貞烈なる婦ならんかし

人　中村友子

女の世に處して守るべきは貞烈なり事に臨みて動

らず變に逢ひて驚かざるは之れ貞烈の心あればなり妻にして其夫の心を勵まし母にして其子の志を奮はせしもの古來其人に乏しからずげにをゝしさ男にもまさりていと貴としやされど萬の事外國に則りていやひらけにひらけゆく有がたき今の世の女は理屈かましき僻ごとを口を尖らし筆を禿くして論らふもの多く貞烈の何ものたるをはと〳〵知らぬ樣なりいと口をしき限りにこそあはれ昔の人の此の有樣を知りたまひなばいかばかりなげき玉ふらむあはれ此の道をむかしにかへさでやは

佐々有鄰子

松の千年操かはらず竹の萬代節たゞしく朝にしきしまの大道をふみ夕に横さの小路にまよはず貞烈の心を持てまき柱ふとくたくましき人の母とならんことをつとめはげみなばはふ葛の行末ながく天下の龜鑑ともなりなましあなゆかしや

福木いね子

世の中にいと多く草木のあるにもかゝはらず松杉のみぞ此の上なう人々にめではやさるゝそのゆゑはあたし木のえ堪ざる雪霜にもよく堪へこけむすまでも其の色を變せず其の節操をまもるによるなり人の此世の中に處するも亦此の心なかるべしやは此の頃の徒然のまゝ古よりの事ども委敷物せられたる歷史てふものひもとけば彼の心さまねぢけたる大丈夫をも一朝にして慚死せしめ猛き武夫の心をもやはらげ勇氣衰たる武夫をして其の忠義を完からしむる者皆女子の貞操の德に依らざるはなしさるに已か一つあやしむは此の歷史の内にも女子の貞操により夫を助け君を慰め節に死し貞に斃れ芳はしき名を萬代までものこされし心雄々しき女子は大昔中昔の頃に止まり近昔以來之等のうるはしき事のありしを聞かざるはそも如何なる故ぞ學びの道の日々に開け行くよにしたがひてかゝる心ねぢけたる男子のあらずなりたるかはた女子の貞操てふ德の衰たるか文物開けに開けたる西のはてなる亞米利加とか佛蘭西とかいふ國のことはいざしらず千早ふる神代おばえていともみさかりにいやさかえ行く日の本の半面を形つくる女子は一日も此の貞操てふ事わするべしやはと思ふになん

勝家貞子

古人の「わがせこはものな思そとしあらば火にも水にもわれなけなくに』と讀まれし歌はいかなる苦しき目に逢ふとても動かぬ貞心をあはしたるものにてこの歌の心ばへを女の德の貞烈といひて妾等の第一に守るべきとになんされば女の身として此心なきときはいかにみめかたちうるはしく淸紫にまさる才學ありといへとも眞の女と云べしやはあはれあたかなる花もたをやかなる柳も一よの雨風に逢ひぬれば忽ち花は散り葉は落ちて見るかげもなく人もともすればこの貞を忘れて春に逢へば柳の糸のなびくまゝに青くなり秋に逢へは紅葉の色の時雨るゝまゝに赤くなるぞうたけきされば古の聖の君はよく雪霜に色かへぬ松のみどり雨風に梳りても翠を垂るゝ呉竹の操をはいたくめでたふとばれしになん

松田　靜枝

世はかくもなりはてたりやあはれ女の皮に包まれし妖しの物の多きことよ雪にあひてます〳〵直き竹に似たる雄心なく常盤に深き緑の松枝の千代の節操を夢にもしらぬとはそも心あるもの忍びえらるべき事かはよし武庫山おろしに卯の花くだし白旗の勢よく須广の浦波末摘花の赤旗を砕くとも呉竹の伏見の里に下折れし女郎花のみぐるしきことんよあはれおほ方の孃たちいかゞおぼしたまふら常盤の前を慕ひたまふやいかに

稲田　君子

貞烈は女子の尤も學ぶべき道ぞかし一日一時も忘るべからざる道ぞかしこを知らでは才學枝藝いかばかり人にすぐれたらんも女子の恥づべき限にこぞさるにこの頃の世のならひなれや女德は人の藥てものきらはれものとはなれり賢にいかなればかゝるあげからはしき世の有様にやあはれ世の心あるひめたち如何におぼし賜ふらん

湯淺　うの

世にくさ木はあまたあれども松と竹とのごとくめでたくたふときものはなしされば やまともろこしのしなはあれどいづこの庭いかなる人のそのにもうつし栽ゑてめでいつくしむは一なりそも〳〵松と竹とはみさをたゞしくして他の草木のみどりの夏にひきかへて秋風ふけば色をかへはてはあらしにさそはれて雪やあられとちりうするはかなきさまを止めず三冬の霜をしのぎてはます〳〵君子の

德をあらはし千代よろづ代のみさをの色はとけたるゆきにいちじるしまた小笹は雪にたわめどもさけてのちにいさぎよくわだし風にあふときはさうになびけどしたがはず松竹は草木の王ともいひつべく貞烈のみさをは人のかゞみともなりぬべしもとより貞烈とはをうなの上のことにしあれど其操はゆめことなることなければいさゝかたとへてものすることとしかり

岩下　光子

其むかし常盤女は身をけがし袈裟女は身をころし今にひとしくほめたゝへぬその家をおもひ名をゝししむ心のほどおしはかられてあはれなり常盤女の身をけがしゝはいはゆるあによめの水に溺れしを手もてたすけしことわりにて家のため行末をおもひはかりし故ぞかし袈裟女はまのあたりわが身にせまりいとゞかなしくおもふあまりたばかりしふるまひはかの身をころして道をなすといふ教にかなへりされば人の妻たらん身は貴きいやしき品かはれどもまもるべき操はみなおなじいかにさそふあらしのはげしく身にせまるとも夫をおもひ身をかへりみそのうつくしみのおもきさよごろも我妻ならでつまかさぬべきことやある時にふれ事によりては尼となり身をけづりては身をすつるためしも少なからず常盤女はとにかくいふもかなし袈裟女の身をすてしおこなひこそみさをただしく身いさぎよき人の妻たる道といふべけれ

女鑑第二十七號目次

社告

○代價は通貨又は郵便爲替小爲替銀行爲替及通送たゞ本社へ御直送之事○郵便爲替は東京麴町郵便局へ御振込可被下事○郵便劵を以て代金に換用せらるゝ時は一割增の事○別に領收書差出さず金員領收の上は直に女鑑を發送すべし若し强て領收證を要せらるゝ方は別に證書郵送料御送附の事○未稅の來書ハ一切受取不申候事

女鑑

每月二回發行　五日　廿日

定價壹冊金十錢
三ヶ月前金五十五錢
半ヶ年前金壹圓
全國無遞送料
廣告料五號文字廿三字詰
一行金十五錢

明治廿五年三月十二日遞信省認可
明治廿五年十一月十四日印刷
同　年同　月十五日出版

東京麴町區平川町五丁目十六番地
發行兼印刷人　川崎直衞
同　編輯人　山根勇藏
同　發行所　國光社

（遞信省認可）

國光は忠孝節義の士氣を激勵し固有の美風良俗を扶植し以て邦家進取興隆の基礎を鞏固にし殖産軍備教育の法廣く宇内の秀美を蒐め富强の策を講ずるを務とす其時事を評し活勢を論ずるに當りては公平の眼を以て大局の上より國家の利害を觀察し太古に溯り萬世に亘り時流を趁いす世好に投せず卓然獨立正言公議眞理中道を得以て國光を世界に照被するを旨とす

國光

毎月二回發行
十日廿五日
一冊代金拾三錢
但全國無遞送料

國光第五卷第三號目錄

發行所
麴町區平川町五丁目
國光社

（國光社印刷部印行）